



「経営者保証に関するガイドライン」の活用 に係る参考事例集

金融庁
令和元年8月改訂版



【はじめに】

「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」については、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組事例を収集し、当局において取りまとめ、平成26年6月に公表しました。また、同年12月、平成27年7月、12月、平成29年4月、12月には、取組事例を追加した改訂版を公表しました。

この度、金融機関等における取組事例を更に追加的に収集しましたので、改訂版を公表します。

これにより、金融機関等において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にしていただくことを期待しています。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

- | | | |
|---|------|------|
| 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 1 |
| 2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 2 |
| 3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 3 |
| 4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 4 |
| 5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかつた事例 | 信用金庫 | …P 5 |
| 6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかつた事例 | 信用組合 | …P 6 |
| 7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 7 |
| 8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかつた事例(1) | 地域銀行 | …P 8 |
| 9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかつた事例(2) | 地域銀行 | …P 9 |

追加

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

- | | | |
|---|------|-------|
| 10. 奉制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 10 |
| 11. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 11 |
| 12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 12 |
| 13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 13 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

- | | | | |
|-----------|---|------|-------|
| 追加 | 14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかつた事例 | 信用金庫 | …P 14 |
| 追加 | 15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例 | 地域銀行 | …P 15 |

運転資金への短期融資に係る事例

- | | | |
|--|------|-------|
| 16. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 16 |
| 17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例 | 地域銀行 | …P 17 |
| 18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 19 |
| 19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 20 |
| 20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 21 |
| 21. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 22 |
| 22. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 23 |
| 追加 23. 新設法人に対して、ABLを活用することで経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 24 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

- | | | | |
|-----|---|----------|-------|
| 24. | 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(1) | 主要行 | …P 25 |
| 追加 | 25. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(2) | 地域銀行 | …P 26 |
| 26. | 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1) | 地域銀行 | …P 27 |
| 27. | 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(2) | 地域銀行 | …P 28 |
| 28. | 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例 | その他の金融機関 | …P 29 |
| 追加 | 29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかつた事例 | 主要行 | …P 30 |
| | 【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例 | | …P 31 |

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

- | | | | |
|-----|---|------|-------|
| 30. | 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例 | 地域銀行 | …P 32 |
| 31. | 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例 | 地域銀行 | …P 33 |
| 32. | 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例 | 信用金庫 | …P 34 |
| 33. | 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例 | 信用組合 | …P 35 |
| 追加 | 34. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行なった事例 | 信用金庫 | …P 36 |

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

- | | | | |
|-----------|--|------|-------|
| 35. | 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例 | 地域銀行 | …P 37 |
| 36. | 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例 | 信用金庫 | …P 38 |
| 37. | 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかつた事例(1) | 地域銀行 | …P 39 |
| 38. | 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかつた事例(2) | 地域銀行 | …P 40 |
| 39. | ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例 | 地域銀行 | …P 41 |
| 40. | 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行つた事例 | 信用金庫 | …P 42 |
| 41. | 過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 43 |
| 42. | ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 44 |
| 追加 | 43. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 45 |
| 追加 | 44. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 46 |
| 追加 | 45. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例 | 地域銀行 | …P 47 |
| 追加 | 46. 事業承継に際し、金利面の上乗せをする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 | 地域銀行 | …P 48 |

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

- | | | | |
|--|---|------|-------|
| 追加 | 47. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | …P 49 |
| 追加 | 48. 一定の影響力を持つ旧経営者(会長)の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者(社長)からは経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | …P 50 |

その他

- | | | | |
|--|------------------------------------|------|-------|
| | 49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(1) | 地域銀行 | …P 51 |
| | 50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2) | 信用金庫 | …P 52 |
| | 51. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | …P 53 |
| 追加 | 52. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | …P 54 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|--|---------------------------------------|------|-------|
| | 53. 早期再生に伴う回収見込額の増加額の全額を残存資産とした事例 | 地域銀行 | …P 55 |
| | 54. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | …P 57 |
| | 55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | …P 58 |
| | 56. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例 | 地域銀行 | …P 59 |
| | 57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | …P 60 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | |
|---|------|-------|
| 58. 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | …P 61 |
| 59. サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例 | 信用金庫 | …P 62 |

特定調停を活用した事例

- | | | |
|--|----------|-------|
| 60. 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例 | 地域銀行 | …P 64 |
| 61. 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 | その他の金融機関 | …P 65 |
| 62. 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人7名(理事)に自由財産以上の資産を残した事例 | 地域銀行 | …P 66 |
| 63. 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | …P 67 |
| 64. 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例 | 信用金庫 | …P 68 |

REVICの特定支援業務を活用した事例

- | | | |
|---------------------------------------|----------|-------|
| 65. 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例 | 信用金庫 | …P 70 |
| 66. 組合の廃業を支援し、保証人(理事)の保証債務を整理した事例 | その他の金融機関 | …P 71 |
| 67. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(1) | 地域銀行 | …P 72 |
| 68. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(2) | 信用金庫 | …P 73 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

- | | | |
|------------------------------|------|-------|
| 69. 第二会社方式により保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | …P 74 |
| 70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例 | 地域銀行 | …P 75 |
| 71. 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | …P 77 |

その他

- | | | |
|--------------------------------|------|-------|
| 72. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | …P 79 |
| 73. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | …P 80 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、宿泊業者であり、当行の主力取引先である。
- ・今般、新事業計画に基づき 10 億円の運転資金の申込みがあり、当行より「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいの是非検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行において、保証を求めない可能性について検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことになった。
 - ①当社から提出を受けた事業計画の実現可能性が高く、また、事業計画の達成には当行の支援が必要不可欠であること
 - ②計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ③毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・申込みがあった 10 億円のうち、8 億円を無担保のプロパー融資で実行し、2 億円を有担保の信用保証（「経営者保証ガイドライン対応保証」）付融資で実行した。なお、信用保証付融資の担保は、当行の既存融資に対して設定していた担保を当該融資に優先適用するものとしたものであり、当社からの追加提供ではない。
- ・本件融資が、当社の事業計画の達成に向けた当行の支援の強化に繋がることが期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカー・商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品（内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等）を取り扱っている。
- ・震災復興関連工事の受注の増加により増収基調が続いていること、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。
- ・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があった。
- ・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求めない融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあった直近の試算表や工事概況調査等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで新規融資に応じることとした。
 - ①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと
 - ③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能であること
- ・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、段ボール紙の製造業者である。営業地域内に競合先がないことから、安定的に受注を確保し業況は堅調に推移している。
- ・震災直後は売上低下により減収となつたが、新たな事業展開として、段ボールによるインテリア製品の製造や簡易防音施設の開発を開始している。
- ・上記の新事業展開もあり、当社は企業立地補助金を活用した新工場の設備投資を計画しており、補助金以外の設備資金については、当行及び地元信金の2行が4億円の協調融資を行うこととなつた。
- ・本件協調融資については、当初、経営者保証の提供を条件として検討を進めていたが、ガイドライン適用開始後の融資実行となることから、協調先の地元信金とも連携の上、保証人の条件について見直しを図ることとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社は上場企業も含めた優良取引先を有しております、業況は安定している。また、新工場の稼動により生産能力の拡充が見込まれるため、当行としても設備資金の需要に積極的に対応する方針としている。
- ・当社については、以下のようない点に鑑み、保証人は不要と判断した。
 - ①当社は実質的にはオーナー企業であるが、その親族は取締役に就任しておらず、適切な牽制機能が発揮されていること
 - ②当社から経営者への貸付等もなく、事業用資産は全て法人所有であるなど法人と経営者の関係の区分・分離が図られていること
 - ③法人単体での返済力も十分であること
- ・また、協調先の地元信金との目線合わせも行い、当該金庫においても保証人を求めないで融資を行うこととなつた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設業を営む当行メインの取引先であり、一般建設工事の受注を中心とした堅実な経営により、近年の業況は安定的に推移している。
- ・今般、長期運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、代表者は高齢で、後継者に、相続により保証債務の負担を残したくないとの希望を有しており、経営者保証を提供しないで資金調達ができるのであれば是非利用したいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行う中で、当社から経営者への立替金勘定が存在し、法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていたため、この点を含めて経営者保証を求めないことについての検討を行った。
- ・検討の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
 - ①経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されていること
 - ②法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能であること
 - ③適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の希望に沿った対応を図ったことにより、当社から、今後の事業承継が円滑に進められると高い評価を受けることとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかつた事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、冷間鍛造部品製造及び精密部品加工を行っている取引先である。
- ・平成25年9月期は中国向けの生産縮小により売上が減少して営業赤字となったが、為替差益により最終利益は黒字となっている。
- ・平成26年5月のタイ子会社の工場操業開始に向けて準備を行っているところ、今般、取引先からの要請によりタイ子会社の増資及び工場の増設を行うこととなり、必要資金の融資の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社からの申込みを受けて検討した結果、以下のような点を勘案し、新規融資に関し経営者保証を求めないこととした。
 - ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること
 - ②平成25年9月期は減収減益となつたため返済キャッシュフローは不足しており、債務償還年数は20年を超えていが、タイ子会社は既に207百万円の受注を確保しており、当社の子会社への貸付金は早期に回収可能と見込まれることや、現預金を毎期10億円超保有していることから、返済に懸念はないものと判断されること
 - ③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかつた事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に鑑み、ガイドライン適用開始前に組合内で審査会を開催し、「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること」、「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」等、ガイドラインに定められたいずれかの要件に合致する取引先65先について、経営者保証を求めないことが可能か検討を行つた。その結果、可能と判断された取引先について、2月1日のガイドラインの適用開始と同時に、他の取引金融機関に先駆けてガイドラインの説明を行い、無保証の取扱いについて意向を確認した。金融機関側からの迅速な働きかけに顧客からは大変評価され、取引の拡大・深耕等に寄与している。
- ・対象先の業種は下記のとおり多岐に亘っている。
①一般乗合旅客・一般貸切旅客自動車運送業及びタクシー事業等、②管工事・塗装工事・土木工事等、③福祉・介護事業、
④建設業・不動産業、⑤観光牧場・酪農・農産物加工業、⑥ゴルフ場経営、⑦生鮮魚貝加工・販売業

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・上記の取組みの対象の取引先に対し、経営者保証を求めないで合計で2億円を超える融資を実行しており、組合全体で迅速かつ積極的に取り組むことで、他行との差別化を図ることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・電気工事業者である当社は、企業グループの1社として毎期安定的に受注を確保し、業況は堅調に推移している。
- ・グループの中核企業とは貸出取引があるものの、当社とは長年預金取引のみ。従来から貸出取引の開始を提案していたが、借入需要がなく、実現していなかった。
- ・今般、当社より大口公共工事が重なった場合を想定し、200百万円の融資枠開設の検討依頼があったが、中核企業と同様に、財務関係資料については貸借対照表・損益計算書のみの開示で、無担保・無保証人で検討してほしいとの依頼であった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行では、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ審査を行ったが、法人の収益力・財務内容については問題ないと判断できるものの、勘定科目明細等の提出がないため、法人と個人の資産・経理が分離されているかの判断を行うことが困難であった。
- ・そのため、当社に対し、ガイドラインでは、経営者保証を提供しないで資金調達を希望する場合には、適時適切に情報開示を行うことにより経営の透明性を確保することが求められていることについて説明を行った。
- ・当社は、ガイドラインの趣旨について理解を示し、勘定科目明細等の資料の追加提出を了承した。当行は、追加で提出された資料に基づき改めて検討を行い、法人と個人の資産・経理が分離されていることを確認し、当社の希望通り、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
- ・本件により、当社とのリレーションが一層深まり、今後の取引深耕が期待される。
- ・また、これまで詳細な財務資料の開示に消極的であったグループの中核企業（ガイドライン策定前から経営者保証なしで取引中）の大型設備資金案件についても、ガイドラインの趣旨に則り、積極的な財務情報の開示を受けることができ、グループ全体とのリレーションの強化も実現した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかつた事例（1）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、昭和40年に創業した食肉加工業で、主に牛肉、豚肉、鶏肉の一次加工メーカーとして、食品工場や飲食チェーン店等に多数の商品を出荷しているが、近年は、主要取引先との取引減少や低価格の輸入加工肉の増加等の影響を受け、経常赤字が続き、債務超過に陥っていた。
- 今後、地域の人口減少により、更なる需要の減少が見込まれる中、介護業界向け食肉加工する新規事業を立ち上げる等、経営体制の見直しを図ったことで、平成27年9月期以降は、粗利益改善、2期連続の経常利益を計上し、債務超過も解消することができた。
- 今回、当行は、当社からの期間5年の運転資金40百万円の申し込みを受けた際、「経営者保証に関するガイドライン」の適用を検討したもの。

2. 当該整理の具体的な内容

- 当社は業況が改善しつつあるものの、経常赤字、債務超過を解消して間もないことを踏まえると、財務基盤の安定性については、やや不安が残る状況であり、経営者保証ガイドラインの要件を十分に満たしているとは言えない状況であった。しかし、当行は、当社への定期的な訪問や経営者と対話を通じて、当社の事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価（事業性評価）することができていたことから、総合的に判断し、最終的には、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

（事業性評価による当社の強み）

- 当社独自の製造ノウハウを有するとともに、商品配送なども効率化しており、高品質かつ低価格な商品を大企業と比較して、小ロット・短納期で提供することが可能。
- 今後ニーズの拡大が見込まれる介護業界向け食肉加工に対応するため、ものづくり補助金等を利用した積極的な設備投資を行っており、新分野においても、作業効率を高めた上で生産力の拡大を図ることにより、全国的な販路拡大、中長期的な収益の増大が期待できる。

（経営者保証ガイドラインの適用要件に係る充足状況）

- 強固な財務基盤という点においては、経常赤字、債務超過の状況から脱却して間もないことを踏まえると、やや不安が残るもの、事業性評価を実施することで、十分なキャッシュフローの確保が見込まれるなど、将来の返済には問題がないと判断できるため。
- 当社および保証人からの財産状況等の適時適切な開示が行われている。
- 法人と経営者の間の資金のやり取りがなく、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかつた事例

事例9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかつた事例（2）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・昭和 22 年設立の石英ガラス・工業用ガラス材料等の加工業者。半導体や家電等、様々な産業分野で幅広く利用されている石英ガラスやファインセラミックスを主体に加工・販売を行っている。
- ・多種多様な製品の取扱いがあり、切削・加工技術にも定評がある。受注先は大手企業が多く、業績は当該大手企業の業績に連動するため、売上に波があるものの、近時は安定して利益を生み出している。
- ・当行とは昭和 38 年に取引開始、資金支援の際には代表者と保証契約を締結して取引を継続してきた。
- ・代表者が 73 歳と高齢であり、近い将来の事業承継を見据えた意向から、今般既存保証契約の解除および無保証で資金調達を行いたい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社は決算資料等の情報開示が乏しく、さらに製品管理がずさんなところがあるなどガバナンス面でもやや不安が残っており、申し出に応じるためには、踏み込んだ事業性評価が必要であると判断した。
- ・事業性評価を実施するに際しては、当社の工場見学のみにとどまらず、当社の了解を得たうえで得意先へ訪問し、業界動向や当社の評判や強みまでも聴取した。
- ・工場見学・得意先訪問の結果、今後更なる伸びが期待される半導体市場で幅広く応用される明るい市場であることや、当社が高度な技術集団と呼ばれるほどの高い営業力を持つことがわかり、具体的な当社の強みを把握した。
- ・当該事業性評価に基づき、既存保証契約を解除し、無保証で融資を実行した。
- ・さらに得意先の訪問レポートを当社に交付することにより、事業性評価に対する当行のスタンスを高く評価していただいており、今後も一層の総合取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例10. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、HIDランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年はLEDランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- ・取引金融機関は当行をはじめ4行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- ・当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
 - ①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に掲った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
 - ②当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
 - ③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- ・なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定のこと。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例 11. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、放送・インターネット関連事業を営んでいる地元の優良企業であり、山間部への放送・通信等設備の整備を進め、加入世帯数も増加基調を維持しているなど、業況は安定的に推移している。
- ・今般、当社からの通信設備等に関する新規融資の申込みに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明し、当社の意向を確認したところ、将来的に株式公開等も見据えているため、無保証の融資を検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社の意向を受け、当行において検討したところ、経営者等から十分な物的担保の提供がないなど、大幅な保全不足ではあるが、以下のような点を考慮し、本件融資については経営者保証を求めずに対応することとした。また、既存の融資に関する保証契約についても、今後、解除することとした。
 - ①本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること
 - ②キャッシュフローが潤沢で利益償還が十分可能であること
 - ③年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の意向に基づき、経営者保証を求めない新規融資及び既存の保証契約の解除について、迅速に対応したことから、今後一層の取引の深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、ガス設備工事、メンテナンス、ガス機器販売等を営む当行メインの取引先。
- ・今般、一般家庭向け省エネ設備の仕入のため、当社から新規融資の申込みがあり、当行が「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行での検討においては、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資することとなった。
 - ①当社の事業用資産は関連会社（事業用資産の管理会社）の所有であり、社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備されているなど、法人と経営者との関係の区分・分離がなされていること
 - ②現在、当社単体では債務超過（関連会社との連結では資産超過）であるが、業績が堅調であることから、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であり、2年後の債務超過の解消も見込まれること
 - ③当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること
 - ④従来から良好なりレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- ・本件融資については他行との競合があったが、堅調な業況や今後の事業見通し、財務情報の適切な開示、良好なりレーションシップや取引状況といった点について当行が高く評価したことを当社が好感し、当行からの融資を利用することとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例 13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかつた事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、地元で飲食店開業を目的として新規に設立された。当社代表取締役は、地元出身のフレンチシェフであるとともに、東京でレストランの運営や店舗プロデュース、コンサル業務にも従事した経験を有する。
- ・地元の観光スポットにある古民家をレストランに改修し、地元食材を使ったフランス料理を提供することで、地元食材のブランド化、地元雇用の増加、空き家の利活用、交流人口の増加・観光滞在時間の延長、といった地域経済活性化の好循環を生んでいく事業（古民家再生レストランプロジェクト）を、当社を主体として、県、市、支援機関（地元の産業支援センター）と協働して計画したもの。
- ・当行も、産金官連携の一員として、計画に参画してきたもので、32 百万円の融資について、無担保・無保証で検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行が創業資金を融資する場合、経営者保証の徴求や担保取得を検討するケースが多いが、本事案では以下の点を考慮して、無担保・無保証で対応することとした。
 - ① 県・市・支援機関の監修で策定された計画であり、実現性、将来のキャッシュフローに合理性が認められること
 - ② 事業計画段階で、適切な情報開示を行っており、今後も継続的に適時適切な開示が見込まれること
 - ③ 法人、個人の資産の分離が必ずしも十分でないものの、その必要性を経営者が認識し、事業計画でも分離に取り組むことが前提となっていること
 - ④ 創業後の産金官による地域連携サポートの一環で、地域金融機関として、融資等による資金支援はもとより、経営状況を把握し、適切な指導の下、健全な経営を促していく枠組みとしていること
 - ⑤ 本事業は、経営者のシェフとしての高い調理技術と、これまでのレストラン運営等の経験により培った経営能力を生かした創業であること
 - ⑥ 古民家再生を活用し、地物の食材を生かした料理を県内外及び海外観光客に提供することで地域活性化を図るものであること
- (総投資額 52 百万円、当行融資 32 百万円、補助金 20 百万円)

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例 14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかつた事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は高速道路等の道路舗装工事を主業とし、国内だけでなく海外における公共工事も受注しており、業況は堅調に推移している。
- ・運転資金の新規融資にあたり「経営者保証ガイドライン」に関する説明を行ったところ、事実上の実権者である創業者の取締役会長（当社株式 68%を保有）が 77 歳と高齢であり、事業承継が当社の喫緊の課題となっていることから、事業規模、取引状況、財務内容を鑑み、経営者保証に依存しない融資について検討して欲しいとの申し出があった。
- ・新規貸出申込額は 100 百万円であり、実行後の総貸出額は 1,142 百万円、担保額が 463 百万円、未保全額は 679 百万円となる。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・売上高は毎期 8,000 百万円以上、償却前利益 500 百万円を計上しており、直近期において実質自己資本 1,500 百万円と厚く、金融負債 1,500 百万円に対し預金残高 1,500 百万円を有している等、財務基盤は盤石である。
- ・業況報告については経理担当役員から定期的に試算表、国内外工事状況、他行取引状況等の資料を基に報告を受けている。
- ・法人・個人の資産および経理の分離において、現経営者から長期預り金が毎期計上されており明確な分離ができているとは言えないが、当社業況及び財務内容が堅調で、適時適切な情報開示がなされる等、従来から良好なリレーションが構築されていることを総合的に勘案し、経営者保証を求めず融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかつた事例

事例15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例
(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、看板・標識・店舗外装等の企画・印刷業者で、事業規模は小規模であるが、品質、デザイン性を強みに、受注状況は良好に推移していた。
- ・前年度に創業者であった旧経営者が退任し、創業者の子息が新経営者に就任しており、当行は、新・旧経営者の2名から経営者保証を徴求していた。
- ・当社より、事業承継の一環として、経営者保証を解除できないか相談を受け、経営状況を確認したところ、以下の点などについてガイドラインの要件を十分に満たしているとは言い難い状況にあった。
 - ① 事業承継後も旧経営者は同社の株式の大部分を有しており、実質的に経営にも関与していた。
 - ② 法人と旧経営者の間でBS上に多額の役員貸付金が計上されており、役員貸付金の返済計画は未策定であった。
 - ③ 当社からは十分な担保提供は行われておらず、内部留保も潤沢とは言い難い状況にあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行において経営者保証の解除の可能性を再検討したところ、ガイドラインの要件を十分に満たしている状況ではないものの、以下の点を踏まえ、新旧経営者2名の保証解除を行った。
 - ① 当社の事業性評価を実施するなかで、当社の収益状況を十分に把握できており、当行も当社の経営課題に対する支援として、販路開拓支援、事業承継支援、外部専門家の活用提案を行うなど、当社と良好な関係を構築していた。
 - ② これまでには、当社の既存借入金に信用保証協会保証付借入があり、保証協会の定めにより、経営者保証の解除が困難であった点も、保証徴求する要因の1つであったが、平成30年4月以降の信用保証制度の見直しを活用し、当行と信用保証協会との連携により、信用保証協会付についても経営者保証の解除が可能であった。
- ・本件を機に、新・旧経営者とのリレーションを深めることができ、更には運転資金の対応により融資シェアの拡大が図れた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 16. A B L 等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 当社は、院外処方薬局を展開しており、財務基盤は強固で、業況は堅調に推移している。
- 当行との取引は預金のみの取引であり、貸出取引はない。
- 当社の手許資金は潤沢であるが、一時的な資金不足に対応するため、当行に対し、新規の当座貸越枠の設定の申込みがあった。
- 当該申込みを受け、当行から「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので、是非検討してほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- 当行の検討においては、A B L 等の経営者保証を代替する手法についても併せて検討したが、①上記のように財務内容が良好であり堅調な業況を受けて利益による償還が十分可能であること、②以下のような法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること、等を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

＜法人と経営者の関係の明確な区分・分離の状況＞

- 事業用資産は法人所有となっている。
- 適切な牽制機能を発揮するため、以下のような仕組みが構築されている。
 - (イ) 経営者及び親族による自社株の保有を定款で制限し、株主総会で役員報酬の総額を決定
 - (ロ) 取締役の過半数は、経営者及び親族以外の第三者が就任

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当組合は県内の畜産農家を取りまとめる協同組合で、上部団体（一般社団法人日本家畜商協会）及び傘下の畜産農家（協同組合員、以下「組合員」という。）からの保証を受けて金融機関から資金調達を行い、素牛（繁殖牛や肉用牛として育成する前の子牛）を購入し、組合員が素牛を肥育・販売を行う「預託牛事業」を行っている。
- 上記保証については、上部団体が融資額の9割を保証し、組合員である15名が残り1割相当分を保証してきた。
- 預託牛事業は、元々は信用力の低い個人農家が集まって信用力を補完し、円滑に素牛を調達するための相互扶助の仕組みであった。しかし、近年、組合員によって信用力の開きが大きくなり、預託牛の仕組みを利用しなくとも自身の信用力で資金調達が可能な組合員がいることに加え、預託牛の利用頭数の多寡に関わらず、組合員が一律に保証を差し入れる預託牛制度に対する不公平感が高まっていた。
- さらに、預託牛の仕組みから脱退する組合員が出てくると、預託牛制度が崩壊し素牛を仕入れられなくなる畜産農家が出てくることから、保証に代替する手法の活用が急務となっていた。

2. 当該整理の具体的な内容

- 当行では、上記課題に対する当組合からの相談を受け、「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、保証の代替的融資手法であるABLによって問題解決（保証解除）が图れないかを検討したが、各組合員の農場に分散された全ての預託牛に対して担保設定することが手続き上困難であることに加え、組合員の担保提供に対する抵抗感などもあり、対応に行き詰まっていた。
- そこで、最終的に本事案においては、以下の点を考慮することで、実際に「預託牛」を担保取得することなく、組合員15人全員の保証を解除することとした。
 - ①法人（組合）のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能であること。
 - ②法人（組合）と経営者（組合員）の資産・経理の明確な分離については、現状は多少の課題が残るもの、各組合員がその趣旨と必要性を認識しており、今後改善が見込まれること。
 - ③当組合からは、今回、これまで開示を拒んでいた預託牛の管理書類等の提出を受けられることとなり、情報開示の改善が進み、当社の事業に対する理解が進んだこと。
 - ④当社の預託牛の所在や飼育状況等を含む在庫状況や売掛金、資金繰りの実態等を十分にモニタリングすることとし、経営状況に変化が生じた場合には、迅速に経営支援を行う体制を構築することで、担保を徴求せずとも、適切なリスク管理が行えるものと判断したこと。

⑤本件は、畜産という地域産業の活性化に資するものであること。

- ・なお、今後、組合と組合員の経営実態をより一層理解する観点から、緊密なリレーションシップの構築を図るとともに、モニタリングを継続していく予定である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、射出成形のプラスチック成形を得意とするプラスチック製品製造業であり、主力商品であるフィギュアやプラモデルを中心とし、大手玩具メーカーとの取引パイプを確立している。
- ・当社は、前期、前々期と営業赤字が発生しており、直近期に黒字化したばかりであった。
- ・当社の資金繰りについて、月商の3~4カ月分の経常運転資金が必要ななか、資金調達は商手割引、手形貸付のほか一部が長期運転資金となっており、約定弁済の負担が重く借換え対応が必要な状況となっていた。
- ・今般、当行に対し、運転資金の申込みがあり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資について説明したところ、可能であれば利用したいので、検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社の約定弁済の負担を軽減したいというニーズを捉え、経常運転資金に対する短期継続融資を提案することを検討し、当社のビジネスモデルを踏まえて、売掛先別の回収サイトや棚卸資産の内容を十分に把握（事業性評価）するとともに、以下の点を勘案して、運転資金所要額から既存の商手割引額及び手形貸付金額を控除した残額に相当する額を、約定返済のない手形貸付にて無担保・無保証で対応することとした。

①黒字化して間もない状況であるものの、業績は改善傾向にあり、直近期における総有利子負債額から短期継続融資額分を除いた後の利益償還するべき負債額に対して、十分に償還能力を有していること

②適時適切な情報開示がなされており、ビジネスモデルや売上債権、棚卸資産の内容の十分な把握が可能であり、定期的な面談や実査等によるモニタリングなどを通じて、取引先と緊密なリレーションを構築しており、事業性評価を継続的に実施することが可能のこと

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・人形・仏壇の小売業者である当社は、雛人形・五月人形で多くのオリジナル商品を取り扱っており、県内での知名度も非常に高い。また、近年、県外にも店舗展開し、売上げの増加を図っている。
- ・今般、メイン銀行である当行に対し、増加運転資金の申込みあり。その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者の保証を提供しないことが可能か合わせて検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社は、法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であったものの、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、また、適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていないなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていなかった。
- ・こうした中、当行は、当社の取り扱う商品の売上げが特定の時期に集中するため、平均月商に比して在庫が多いという特性や、当社の商品がブランド化されており在庫の固定化の懸念が小さいこと、また、今後も安定した業績が見込まれることから、ABLによる当座貸越枠で増加運転資金に対応することとした。
- ・ABLを活用することで、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたいとの当社のニーズにも応えることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・コンクリート製品の製造、卸業者である当社は、過去に、借入過多、不良債権の発生等により資金繰りに行き詰まり、民事再生法の適用を申請している。
- ・民事再生手続開始後は黒字転換し、財務内容の改善が図れてきており、また、再生計画の進捗状況の報告や、決算書等の財務状況の開示がなされている。
- ・民事再生手続開始後は、仕入代金の現金払いを余儀なくされており、運転資金が必要となっている。地元金融機関から手形割引で新規の資金調達を行っているが、資金調達の窓口を広げるため、当行に対し借入の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・以下の点を考慮し、経営者保証の提供を受けることなく対応することとした。
 - ① ABLを活用することにより、相応の保全が図れること
 - ② 財務内容が改善傾向にあり、債務超過の解消が見込まれること
 - ③ 地元金融機関による金融支援が行われていること
 - ④ 再生計画及び決算書等の財務分析に必要な書類が提出されていること
- ・本件融資で、当社の資金繰りは改善し、事業の安定化に寄与した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例21. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・長い業歴を有する真珠加工卸売業者である当社は、国内外に200社以上の取引先を確保しており、業況は安定している。
- ・当行との取引は1年余りと短いものの、海外での売上げが好調で増収増益となっていることから、当行から運転資金枠の設定を積極的に提案していた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・他行との差別化を図るため、以下の理由から、ABLを活用した商品仕入資金の融資を提案した。
 - ① 当社の取り扱う真珠は、天然素材及び宝飾品としての市場価格があり、ABLに適していること
 - ② 事務所、倉庫、作業場での在庫の管理状況に不安はなく、データ管理に基づくモニタリングが可能のこと
 - ③ 市場価格と在庫状況からシステムを利用して、隨時、在庫評価額が把握できること
- ・当社の業績が好調であったことや、ABLの活用を踏まえ、経営者保証の提供を求めないこととしたため、当社にも受け容れられ、当座貸越枠の設定に至った。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例22. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、農産物生産の大規模化をめざしてスタートした農業生産法人であり、食肉加工、青果加工にも進出し、6次産業化を推進している。
- ・これまでメイン行で設備資金中心の資金調達を行ってきたが、事業拡大に伴い運転資金の調達が必要となり、これまで融資取引がなかった当行にも新規融資の相談があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・メイン行では経営者保証の提供を受けて貸出を行っていたが、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者保証を求めることが必要か検討を行ったところ、以下の事項が確認できた。
 - 法人と経営者の間の貸借や役員報酬等が、事業規模や収益状況から妥当と判断される水準であり、法人と経営者の資産の区分が図かれていること
 - 事業計画に妥当性が認められ、償還に不安がないこと
 - 適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていること
- ・また、安定的な販路が確保されており、外部専門会社による検証を行ったところ、売掛債権の担保適格性の確認ができたことから、ABLを活用し、経営者保証を求めないこととなった。
- ・メイン行で対応している設備資金と比べると、少額の運転資金の取組みであるが、業容が拡大する中でABLによる新たな資金調達の道が開けたことから、今後の取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例23. 新設法人に対して、ABLを活用することで経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は肉牛生産農家10人出資による新設法人。
- ・当社は、繁殖生産基盤を集約して生産子牛の確保、作業委託、人材確保・育成を実現し地域畜産農家の発展を目的とした事業モデルの構築を検討しており、構想段階から当行含む金融機関へ相談していた経緯があった。
- ・このような中、事業導入資金として、短期資金40百万円（ABLでの取組み）の新規融資の相談があつたもの。
- ・上記事業導入資金として新規融資を検討する中で、これまでの保証人に依存した融資条件からの脱却のため、当社より無保証人扱いの希望があつたもの。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当社は新設法人であり、決算情報などが無いため、当行がチェック項目に制定している以下のガイドライン適用要件の一部（②及び④）に該当しなかつた。
 - ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ②法人と経営者の間のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている（してもらえる）。
 - ④法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得る。
- ・上記の状況であるものの、当社からの希望に沿うために、無保証人での取扱いの可能性について検討をした。
- ・検討の結果、以下の内容を踏まえると、無保証人扱いを許容できる先と判断し、経営者保証を求めずに融資を実行した。
 - (1) 動産担保の取得により、信用補完が可能であること。
 - (2) ABLでの取組みにより、モニタリングの毎月の実施、当社の物流・商流の実態把握が可能であること。
 - (3) 当社（決算書以外の）財務資料の提出、構成員10名の財務資料提出、牛舎の実査により当行とのリレーションが構築できること。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例24. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（1）

（主要行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、システム開発会社であり、大手他社に先駆けてクラウド環境でのインターネットサイト構築に参入し、大手企業を中心に取引先が増加している。
- ・今般、取引先の増加に伴う運転資金に係る新規融資の申し出があったため、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明するとともに、当社を巡る状況を勘案し、解除条件付保証契約での融資を提案した。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・法人と経営者との関係の区分・分離は不十分であったが、以下のような点を勘案し、上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約（注）の活用を提案したところ、当社の了解が得られたため、当行の提案どおり、解除条件付保証契約での新規融資を行うこととなった。
 - ①業歴が浅く、直近決算は赤字であるものの、一定の販路を構築済みであり、足元の試算表では黒字に転換しており、今期決算は黒字が見込まれること
 - ②試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
 - ③上場を志向しており、主幹事先である当行関連証券会社と具体的な協議を進めていること

（注）解除条件付保証契約とは、特約条項（本事例では、上場申請）を充足する場合は保証債務が効力を失う契約。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例25. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（2）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は業歴30年超の食品製造業者。毎期30億円程度の売上を計上しており、業況は堅調に推移している。一方で、生産設備への投資のため借入金の水準は高く、実態の自己資本比率は3%程度と財務面はやや見劣りする状況である。
- ・当社は利益率の高い商品の生産拡大を目的とし、工場設備の増設、更新を計画しており、当行および以前から取引のある政府系金融機関に対して資金借入の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社からの申し出を受け、営業店内で「経営者保証に関するガイドライン」に則して経営者保証の必要性を検証した。
- ・当社は財務面が低位であるうえ、借入金返済によるキャッシュフロー悪化の懸念があるものの、商品の採算性向上により今後の改善が見込まれることから、当行所定の「解除条件付保証契約」を活用することとした。

<当行所定の「解除条件付保証契約」における主な特約事項>

- 一定の期間にわたる月次の試算表、金融機関取引状況等の資料提出
 - 「税理士法第33条の2第1項に規定する確定申告書添付書面」に「法人と経営者個人の資産、経理が明確に分離されている」旨の記載があること
 - 2期連続の自己資本比率30%以上確保
 - 有利子負債償還年数5年以内
-
- ・保証契約締結時に、当社代表者より「自己資本比率30%は高いハードルだが、当社としても経営計画上の目標としており、目指すところは銀行と同じ」である旨の発言があった。
 - ・「解除条件付保証契約」を利用して経営者保証を解除できる条件を提示することにより、地場中小企業の成長支援を行った事例。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例26. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例（1）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、各種帳票の特殊印刷（主に損害保険会社向け保険約款）を中心に、ロールペーパーの製造、一般印刷も手掛けている。
- ・近年の保険契約におけるネット通販化やWEB手続によるペーパーレス化を背景とした主力取引先からの値下げ圧力等から、大幅な減収・赤字となり、既存のシンジケート・ローンの財務制限条項に抵触するまで業績が悪化した。
- ・このため、外部コンサルを導入し、安定受注の確保と経費削減を骨子とした「経営改善5ヵ年計画」を策定したところ、経営改善計画1期目は、売上の減少に歯止めが掛からなかったものの、利益面では計画を達成した。
- ・このように業績が改善傾向にある中、期限一括返済としていた既存のシンジケート・ローンの期限到来によってリファイナンスを行うに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明したところ、当社から経営者保証を求めないでほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行での検討においては、当社は経営改善計画を遂行中であり、法人のみの資産・収益力での借入金の返済は難しい状況にあるものの、以下のような点を勘案し、特約条項（注）に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約を活用することとした。なお、本対応については、シンジケート・ローンの協調融資行とも協調の上行っている。
 - ①外部コンサルによる計画策定やモニタリングの徹底により、透明性の高い経営がなされていること
 - ②経営改善計画2期目の計画達成も視野に入っているなど、一定の経営改善が図られてきていること

（注）特約条項の主な内容

- いずれかの表明事項が真実でないことが判明したこと
- 借入人又は保証人の本契約上の義務違反が発生したこと（純資産維持、2期連続赤字回避等の財務特約条項を含む。）
- 保証人による財産、経営又は業況に関する虚偽の開示がなされたこと
- ・また、弁護士の指導により、保証債務の整理に関して、「保証人がガイドラインに則った整理を申し立てた場合、各貸付人及びエージェントはガイドラインに基づき、当該整理に誠実に対応するよう努める」旨の規定を保証契約に盛り込んだ。
- ・今回の対応により、今後の当社の経営に関する規律付けと情報開示等による更なるリレーションシップの強化が期待できる。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例27. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例（2）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・工作用機械の製造業者である当社は、経営状態の悪化により、数年前に整理回収機構を活用し、当行を含めた取引金融機関は債権放棄を行っている。外部から社長を招聘するなど抜本的再生に取り組み、当行もこれまで他行と協調して再生支援を行ってきた。
- ・当社は、所有不動産の売却に加え、海外受注の増加等により業績改善が図れたことから、前期決算にて債務超過を解消している。
- ・現状のコミットメントライン ABL（他行エージェントによるシジケートローン）の契約期限を迎えるにあたり、売上げの増加により現状の3億円の極度額では資金不足となるため、本契約を更新せず当行単独で極度額を増額してほしいとの申出を受けた。
- ・現状のコミットメントラインは停止条件付保証にて対応しており、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資として、引き続き ABL ならびに停止条件付保証での対応を検討してほしいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・本件は、ABL を活用する案件であるが、担保設定する当社製品は特殊性が高いこと、また、創業者一族との一体性の解消を確保・維持するガバナンスの構築が十分でないことから、停止条件付保証により、当行単独で極度額 5 億円への増額の対応を行うこととなった。

※ 保証契約における特約条項の主な内容

- 財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出
- 要承諾事項 : 重要な資産もしくは事業の全部または一部譲渡
減資または自己株式の買入れもしくは消却
経営状況や財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為 など

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例28. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例

(その他の金融機関)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・地場有力の食品スーパーである当社は、地域での知名度が高く業況は安定的に推移しているが、期中の試算表や今後の事業計画等に関する情報開示が十分ではなく、関係強化に苦慮していた。
- ・今般、当社から既存店舗の改装・増床に係る設備資金について、当行と地元の金融機関2行による協調融資の相談があった際、代表者から、借入の増加に伴い自らの保証債務負担が増えることに抵抗があり、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、何らかの対応ができないか検討の依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当行は、当社から積極的な情報開示が得られれば、迅速なソリューションが提供でき、一層の関係強化に繋がると考え、事前に定めた特約条項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない、停止条件付保証を提案した。協調行は、停止条件付保証のノウハウが乏しく対応に苦慮していたが、当社を通じ当行の契約書ひな形を開示したところ、当行と同じ内容の特約条項（コベナンツ）を付した停止条件付保証を活用して協調で融資を行うことになった。
- ・代表者は、大手スーパー や ドラッグストアとの競合等から今後の事業展開に閉塞感を感じていたが、停止条件付保証の活用により前向きな設備投資に踏み切ることができ、大変感謝された。
- ・また、特約条項（コベナンツ）には、定期的な業況報告を行うことや提出資料の真実性を代表者が表明し保証する旨の内容が含まれており、当行および協調して対応した地元の金融機関2行と当社との一層のリレーション強化が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかつた事例

(主要行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は婦人服の卸・製造・販売を営む老舗業者。全国の有名百貨店等でインショップ販売を行う。
- ・内部留保の蓄積があり、実質無借金の経営ではあるが、2期連続で営業利益以下が赤字。赤字解消のため、不採算店舗等の整理を行っている。
- ・今般、既存の稼働工場について、老朽化および生産縮小のため閉鎖を予定しており、解体のうえ跡地に賃貸アパートを建築し有効活用したいとの相談に接し、当該アパートの建築費用の新規融資を検討したもの。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当社から賃貸アパートにかかる事業計画の提出を受け、当行にて、市場環境や地域の特異性、当社の属性、将来の返済可能性などを総合的に判断した結果、物件単体の収支見込等については懸念がないことを確認した。
- ・他方、婦人服事業については赤字が続いており、ガイドラインの適用要件である「財務基盤の強化」については、十分に満たしていない状況であった。
- ・このため、今後も法人の財務内容悪化が続いた場合には、本件アパートからの賃料収入が婦人服事業の赤字補填に充当されることも考えられるため、与信採択に際しては、今後の法人財務内容の推移やアパートの入居状況等について適切に開示を受けること、および返済原資である賃料収入について確実に捕捉することが重要と判断した。
- ・上記の状況のもと、無保証での与信対応を希望する債務者の意向も踏まえ、保証を求める可能性について検討した結果、以下のようなコベナンツを付した停止条件付保証契約を活用することとした。

【コベナンツの主な内容】

- アパートの賃料等入金口座を当行に開設した預金口座とすること
 - 決算期毎のレントロール（アパートの戸別の入居状況、賃料、その他賃貸状況に関する明細表）の提出
 - 計算書類及び付属明細書等の内容の正確性等についての表明保証
 - 役員または株主・資本構成の変更等があった場合には直ちに報告すること
- ・コベナンツである情報開示等により、今後の更なるリレーションの強化が期待できる事例。

【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例

商工組合中央金庫の停止条件付保証契約においては、以下の1～5のような特約条項が付されている。仮に表明保証が真実でなかった場合、報告、届出、承諾、確約事項の義務違反が生じた場合等において、代表者が債務者と連帯して保証する旨の契約を、あらかじめ債務者及び代表者、金融機関との間で締結している。

1. 真実性の表明、保証

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、真実に相違ないことを表明、保証

- (例)
 - 計算書類等が正確かつ適法に作成されていること
 - 事業が関係諸法令に違反していないこと

2. 財務状況等の報告

- 債務者が、以下の資料を一定の期限までに提出することを約束。また、代表者は、資料の真実性を表明し、保証

- (例)
 - ○ヶ月毎の試算表
 - ○ヶ月毎の各取引金融機関からの借入残高の一覧表
 - 各事業年度の計算書類等

3. 報告、届出事項の決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、報告、届出することを約束

- (例)
 - 商号、代表者、主たる事務所、役員等の変更
 - 訴訟、行政手続、その他の紛争等の開始
 - 財産、経営、業況の重大な変化の発生

4. 承諾事項の決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、事前承諾がない限り行わないことを約束

- (例)
 - 減資、合併、会社分割
 - 重要な資産、事業の譲渡
 - 経営状況、財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

5. 確約事項の決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、確約

- (例)
 - 主たる事業に必要な許認可等を継続すること
 - 全ての法令を遵守して事業を継続すること

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例30. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、飲食店及びモバイル端末の販売代理店を運営しているが、不況の煽りを受け、平成21年に売上が悪化。平成22年3月から貸出条件の変更を実施し、現在も各金融機関に対して貸出シェアに応じ、当初の約定返済額から減額した金額での返済を継続している。
- ・今般、根保証の期限到来に伴う更改手続の際に、当行から、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的な内容

- ・当社に対する融資額25百万円に対して同額の保証金額を設定していたが、今回の更改に際して、預金担保が10百万円あることから、ガイドラインに基づき当該担保分を保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込み等も勘案し、保証金額を12百万円に減額することを提案し、当社と合意に至った。
- ・当社は条件変更先ではあるが、ガイドラインに基づき、担保のうち保全の確実性が認められる部分を控除して保証金額を設定したことろ、経営者は保証負担が軽減されたことに謝意を示し、「金融機関も変わってきたのですね」と高く評価している。

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例3.1 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、大手電気器具製造業者である。
- ・過去に当社が窮境に陥った際には、中小企業再生支援協議会及び整理回収機構を活用した債務整理を実施するなど、当行は長年に亘って当社を支援してきた。
- ・近年の機器の電子化の進行により海外を含め受注が拡大傾向にあるため、堅調な業績を維持しており、未だ繰越損失を抱えているものの、今後1年程度で解消できるまでに財務基盤が回復している。
- ・従来、当社への与信については、債権額（52億円）をほぼ全額カバーする額の経営者による根保証や不動産への根抵当権の設定等（計40億円）の提供を受けていたが、今般、根保証契約の期限到来に際し、当行から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行い、経営者と協議を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的な内容

- ・当社との協議においては、過去の経緯もあり、現時点で経営者保証を全て解除することは困難であると認識しつつも、根抵当権を設定している不動産担保等の保全や、足元の業績、経営者の業務意欲等を考慮した。
- ・当該協議の過程で経営者の繰越損失解消に向けた強い意欲を確認することができたことや経営者からの希望もあり、保証金額は繰越損失金額相当を目処として5億円（保証期間は1年）に設定することで保証契約の更改に合意した。
- ・今回、経営者保証の全額解除までには至らなかったものの、経営者からは「保証金額の減額は事業への取組意欲の増進に繋がるものであり、好決算に向けて一層の努力を行う励みとなる。1年後の保証期限到来時には改めて保証金額について相談に乗ってほしい。」と前向きな発言があった。

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例32. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、親会社が当地の営業所の位置付けで設立した酒類や醸造米の卸売業者であり、経営基盤には不安定な部分があるが、着実に業績を上げてきている。
- ・従来は、親会社から運転資金を調達してきたが、親会社からの独立を経営方針としたため、金融機関から初めて資金調達を行うこととなり、当金庫に融資の申込みがあった。
- ・初めての融資取引ということもあり、経営者からは、本人による保証と所有不動産の担保提供の申し出があったが、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」を説明するとともに、経営者の保証金額を不動産担保による保全が図られない部分に限定することを検討することになった。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的な内容

- ・当金庫において、経営者による保証の金額を限定することについて検討したところ、融資金額 25 百万円に対して、不動産担保物件の評価額は 17 百万円であるが、物件の所在地は、市内の住宅開発地として人気の高い地区にあり、将来的に保全価値が減少する可能性は低いと判断したことから、不動産担保物件による保全部分、今後の与信増加の可能性を総合的に勘案の上、経営者の保証金額を 25 百万円から 10 百万円に減額して融資を実行した。
- ・経営者からは「保証金額は融資額と同額となつても仕方がないと思っていたが、減額してもらえたのはありがたい。貴金庫の期待に応えられるよう経営に注力したい。今後もいろいろと相談に乗ってもらいたい。」との発言があった。当金庫としても、引き続き当社の事業の発展を支援し、取引の深耕を図っていく方針である。

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 3.3. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、シェアハウスの運営を目的として、建設業・不動産業勤務を経た 20 代の代表者により設立された。
- ・現在、複数の物件の運営を受託しており、決算未了であるが、設立から実働 4 ヶ月後の試算で一定の賃料収入売上と営業利益を計上している。
- ・当社の事業は、開業間もないことから事業実績も乏しく、代表者のノウハウによるところが大きく、法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図れていない状況であった。
- ・今般、自らシェアハウスを所有し運営する目的で収益物件購入資金として 50 百万円の新規融資の申込みを受けた。
- ・本件融資の申込みを受け、「経営者保証に関するガイドライン」の内容に沿って適切な保証金額での融資取組の説明を行ったところ、是非ともその内容で融資を検討してほしいとの申出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- ・当組合においては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、平成 26 年 4 月以降、以下の点に着目して、有担保で経営者保証を徴求する場合には、原則として保証金額を融資額の 20% に限定して融資を行うこととしている。
 - ① 個人資産に対して過大な保証金額とならないようにすること
 - ② 有担保により一定の保全が図られていることから、必要以上に個人保証をとる必要がないこと
 - ③ 保証金額を限定することで、個人負担を減らし創業支援などを進めることができること
 - ④ 経営への規律付けの観点からは、融資額の 20% 程度の保証金額で十分だと考えられること
- ・当社は、法人としての事業実績及び足元の収益が乏しく、また本件融資では担保により保全が図られていない部分が 27 百万円であったが、上記の方針や事業計画の妥当性を勘案して、融資額の 20% (10 百万円) に限定することとした。
(融資額 50 百万円、不動産担保の評価額 23 百万円、経営者保証額 10 百万円、無担保・無保証額 17 百万円)
- ・併せて、今後、当社の事業が軌道に乗り、以下の点が確認できた場合には、更に経営者の保証を見直していく旨を顧客に説明し理解を得ている。
 - 利益償還が可能であること
 - 法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - 適時適切な情報開示が行われ、当組合との間で良好なリレーションが構築されていること

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例34. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は昭和27年設立のタクシー事業であり、長い業歴で安定した業務基盤を有している。
- ・今般、車輌入替の資金として40百万円の借入れ申込みを受け付けた際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいとの申出があり対応したものである。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的な内容

- ・上記の申出により、当庫の「経営者保証に関するガイドライン」対応マニュアルにおける「経営者保証の必要性チェックリスト」により経営者保証が必要か不要かを判定することとした。
- ・当社においては、法人単独によるキャッシュフローが充分でなく、かつ経営者等による物的担保の提供が十分とは言えないことから、経営者保証が必要となる旨を説明し、理解を得ることとなった。
- ・経営者保証を前提に適切な保証金額を算出したところ、担保提供（根抵当権23百万円設定）のあった物件の担保力を差し引いた未保全額について、経営者保証をいただくことで理解をいただき、融資を実行したものである。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例35. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、不動産賃貸業者であり、当行のメインの取引先である。
- ・元社長は高齢で経営の一線からは退いているが、筆頭株主で取締役ということもあり、配偶者である現社長と共に保証を提供していた。
- ・このような状況の下、社長から取締役である長男への事業承継について相談があり、既に実質的な経営者である長男に対し、社長から保有する自社株を譲渡したいとの意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・社長からの相談を受け、当行の営業店において「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時の対応に則して、今回の事業承継を機に元社長の保証を解除する可能性を検討したが、当行所定のチェックシートでは、法人と経営者との関係の区分・分離が不十分なため、引き続き保証を求める可能性を検討することとなった。
- ・しかしながら、これまでの返済状況や担保による債権の保全状況に全く問題がなかったことから、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案し、ガイドラインの趣旨に則して、元社長の保証を解除することを営業店の方針とし、保証解除の稟議を本部に申請した。
- ・また、元社長との面談時にガイドラインについての説明を行い、元社長の保証解除を検討する用意がある旨を伝えた。
- ・後日、正式に当社から元社長の保証解除の依頼があったところ、本部において稟議も承認され、元社長の保証を解除することとした。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例36. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設業者として高い施工技術を持ち、一定の経営基盤や収益環境を構築している。
- ・平成25年10月期決算は、公共工事の減少により売上は事業計画を下回ったものの、コスト削減により事業計画を上回る経常利益を確保するなど、財務内容の改善に向けた取組みが見られた。
- ・こうした中、健康上の理由により前経営者が平成25年10月に退任したが、既存の借入金について前経営者が提供していた保証の解除は行わず、新経営者とともに保証の提供を引き続き受けていた。
- ・今般、当金庫から、「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、前経営者が当社の株式を譲渡するなど、当社と全く関係のない立場となったことから、前経営者による保証の解除について当金庫に相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当社からの相談を受け、前経営者と当社の現在の関係を確認したところ、前経営者が保有していた当社の株式は全て譲渡され、前経営者は経営にも全く参画しておらず、実質的にも当社と関係のない立場にあることが確認できたため、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」監督指針の趣旨を踏まえ、前経営者との保証契約の見直しを検討することとした。
- ・当金庫において検討を行ったところ、新経営者から保証の提供を受けていることや業況回復への当社の取組状況を勘案し、前経営者の保証を解除することとした。
- ・当金庫は、メインバンクとして当社との信頼関係を維持するため、本件保証契約の見直しに取り組んだところ、当社からは当金庫の対応を高く評価され、リレーションシップの強化を図ることができた。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例37. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例（1）（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- ・今般、当社から経営者の交替の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せずに取引を継続したい旨の意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
 - ①事業用資産は全て法人所有であること
 - ②法人から役員への貸付がないこと
 - ③当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
 - ④法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
 - ⑤財務諸表のほか当行が求める詳細な資料（試算表等）の提出にも協力的であること

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例38. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例（2）（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、親会社グループの運送部門を担っている貨物運送業者であり、グループ会社の商品搬送が主な業務である。
- ・当社は小規模ながら営業基盤が確立されており、業績は安定している（25年9月期は、売上高200百万円、経常利益20百万円と增收増益）。
- ・従来は、経営者から根保証の提供を受けて融資を行ってきたが、経営者の交替に当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明したところ、新経営者から経営者保証なしの融資を検討してほしい旨の要請を受けた。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当社からの要請を踏まえ、当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、経営者の交替に当たり、前経営者の根保証を解除するとともに、新経営者からの新たな保証も求めることなく融資を行った。
 - ①当社の経営者は、任期が2年乃至4年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されていること等に鑑み、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること
 - ②親会社・当社ともに財務内容に懸念がなく、また、収益による償還能力も問題のない水準であること

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例39. ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、市内中心地区の活性化・商業環境づくりを目的に共通駐車券発行事業や中心地区の商業ビルの管理運営等の事業を行っている地場企業である。地域活性化を目的としていることから、地区で商業を営む複数の企業のほか、市も出資参加している。
- ・既存の証書貸付は、商業ビルの購入資金で、政府系金融機関を含む3行による協調融資総額5億円（残高3.8億円）。その内、当行は、県制度融資による貸出で、当初融資額1億円（残高0.8億円）。当該制度融資は、代表者1名以上の保証が利用要件となっており、当社社長が経営者保証を提供していた。
- ・今般、当社社長から高齢を理由とした代表者交代の申出があり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証契約の見直しの申出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・保証契約の見直しについて検討を行ったところ、以下のとおり法人・個人が明確に分離されていることが確認できたことから、旧社長の保証を解除し、新社長に対しても保証を求めないこととした。
 - ① 当社は、市内中心地区の活性化を目的に複数の企業の出資により設立された企業であり、所有と経営が分離されていること
 - ② 営業資産はすべて法人の所有であり、社長への貸付も一切ないこと
 - ③ 市が出資するとともに経営にも関与し、適切に組織運営が行われていること
- ・ただし、利用している制度融資では代表者1名の保証が要件とされていたため、県に対してガイドラインに則して保証人要件の見直しについて相談したところ、制度改正を検討しているとの回答があった。制度改正に対する県の迅速な対応により、必ずしも保証人を必要とすることとはしない旨の見直しが行われ、これにより、旧社長の保証解除および新社長の保証を求めない対応を行うことができた。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4.0. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、主業である材木・建材の卸売業と副業である住宅リフォーム等の建築工事請負業者を兼業しており、いずれの事業も地元工務店を中心とした取引先から安定した受注を確保しているため、業況は堅調に推移している。
- ・当金庫とは法人設立当初から、材木・建材仕入資金等の運転資金を中心に貸出取引（36 百万円）があるが、代表権を持つ会長及び社長から連帯して根保証（極度額 36 百万円）の提供を受けるとともに、事務所に根抵当（第 1 順位。極度額 25 百万円）を設定していた。
- ・今般、当社から長期運転資金 15 百万円の追加借入の申込みがあったため、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証の見直しを提案した。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的な内容

- ・今回の見直しに先立ち、会長が代表取締役を退任して実質的に経営から退いたことから、新規融資については会長の保証を求めず、単独で代表となった現社長とのみ根保証契約を締結することとした。
- ・また、既存分と新規分を合計した債権額（計 51 百万円）に対する根保証の極度額については、根抵当による保全が図られていない部分に限定し、36 百万円から 26 百万円に減額することとした。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4.1. 過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・青果・園芸専門農協である当組合は、平成 19 年に不適切な経理処理が判明し、未計上であった多額の損失を計上した結果、債務超過であることが判明した。当組合、外部研修支援機関、中央会及びメイン銀行の当行が一体となり適切な経理処理及び経営改善に向けた取組みを開始した。
- ・具体的には、外部研修支援機関の経営診断による経営改善計画書の策定、内部体制の見直し、中央会による経営指導、取引金融機関による金融支援を行うとともに、これらの実効性を持たせるため、当行からの行員派遣も行ってきた。その結果、当組合の業績は改善し、平成 28 年 8 月期に債務超過が解消した。
- ・これらの取組みは、当組合の役員を入れ替え、新体制の下で行われてきたが、個人保証については、経営責任の観点から旧役員からは徴求したままであったが、経営改善等の取組みに大きく貢献している現役員からは徴求していなかった。
- ・今般、当組合より旧役員 3 名の個人保証を解除し、代わりに現役員 2 名の個人保証を提供したい旨の申出があった。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当行で検討したところ、当組合では過去に不適切な経理処理がなされ、債務超過も解消したばかりであったものの、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、また以下の点を勘案し、旧役員の全ての個人保証を解除するとともに、現役員 2 名からも個人保証を徴求しないこととした。
 - ①経理処理は、現在、当行をはじめとする上記の関係者による取組みと、顧問税理士からの客観的な外部チェックも入り、適切な運用がなされ、法人と個人との関係が明確に区分・分離されている。
 - ②経営改善計画に基づく改善が進み、債務超過を解消するとともに、安定したキャッシュフローを確保しており、借入金返済は順調に進んでいる。
 - ③当組合は適時適切な情報開示を行っていることに加えて、当行はメイン先として、平成 20 年から行員を派遣しているなど、良好なリレーションシップが構築されている。
- ・なお、メイン銀行である当行が旧役員の個人保証の解除に応じ、無保証での取組みを表明したことから、その後、他行も同様に無保証にて対応することとなった。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4-2. ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、建築資材を中心に食料品も取り扱うホームセンターで、50 年以上の業歴を有する老舗企業。地域で最も品揃えが豊富で、価格競争力を有しており、財務内容も良好。
- 当社の代表取締役（旧経営者）は高齢であったことから、子息（新経営者）への事業承継に向けて、顧問税理士による指導の下、株式譲渡への準備や代表者が交代した後も事業が継続できるよう、事業内容の更なる改善に取り組んできた。
- メイン銀行である当行としても、これらの取組みを後押しするべく、当社の在庫管理、収益力強化に向けPOSシステム導入や仕入れ先の選定を紹介するなど本業支援を実施。
- 当社への既往の極度貸付について、当社代表取締役（旧経営者）1名から個人保証を徴求しているところであったが、今般の事業承継の準備を進めるにあたり、当社より「経営者保証に関するガイドライン」を活用して、個人保証を解除したい旨の相談があつたもの。

2. 当該整理の具体的な内容

- 当社は、現状においては、法人と個人の資産の分離が明確に行われてないなど、経営者保証ガイドラインの適用要件を一部満たしてはいなかつたが、下記の点を考慮して、代表取締役（旧経営者）の個人保証を解除するとともに、事業承継予定者である子息（新経営者）からも、個人保証を徴求しないこととした。

①現状は、法人と個人の資産の分離が明確には行えていないが、当行及び顧問税理士が指導を行うことで、法人と個人の資産を分離することの必要性を新・旧の経営者が十分に認識している。実際に、今般、工場や社用車の所有名義を旧経営者から法人名義へ変更している。顧問税理士による外部の適切な指導の下、法人と個人の一体性の解消に向けて取り組んでいること。

②財務内容が良好で、返済力に懸念がないこと。

③当社より適時適切に情報の開示・説明が行われ、経営の透明性が確保できており、当行と良好な関係性が構築できていること。

④事業承継を検討し始めた早期から、当社と当行は円滑な事業承継に向けて、今後の事業計画の共有を含めた連携を図ってきたことで、事業承継後に、当該代表取締役（旧経営者）が経営から離れても、新経営者の下で事業の継続性に問題がないと判断できること。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4.3. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は 72 年の業歴を有する農業土木建設業者である。
- ・現在の借入は、短期貸出枠 260 百万円ならびに支承枠 100 百万円を許容中。
- ・代表の高齢化に伴い事業承継を実施して、副社長を新代表に、代表を会長（代表権なし）に各々変更するにあたり、旧代表の保証を解除するとともに、新代表からは保証を求めず無保証人扱いに変更したもの。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当社は実質無借金会社で高格付、財務内容も良好な先。昨年、事業性評価を実施し当社の企業概況や課題事項等について認識を共有するなど適切なりレーションを構築している。その上で、事業承継対策についても経営課題として認識を共有していた。
- ・上記内容を踏まえ、行内では当社の無保証人扱いへの変更を検討していたところ、当社より事業承継に伴う代表者変更の申出があり、当行側からは事業承継を機に無保証人扱いへの変更を提案した。
- ・ガイドライン項目については、「①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている」「③法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている」の 2 項目が充足されていない状況であったが、事業性評価による十分な内容調査（SWOT 分析、知名度、技術力など）およびディスカッションを通じて無保証人扱いを許容できる先と判断し、旧経営者の連帯保証を解除するとともに、新経営者からは保証を求めなかつた。
- ・他行からは無保証人に関する申出等は無かつたとのことで、新・旧経営者より当行の取組に対し高い評価と感謝の意を示された。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例44. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 当社は工場の生産ラインに用いるステンレスタンク、薬品や接着剤等の定量排出装置などを製造している。取引先は業種を問わず900社超にわたり、業種や販売先が分散されていることから景気動向に左右されにくく、業績は堅調に推移している。
- これまでの資金調達は、約定弁済付きの長期運転資金を中心であったが、2016年に正常な運転資金に対応した短期継続融資を取組み、試算表等によるモニタリングを継続するなか、手形貸付の書替えに応じている。
- 当社の直近決算書には、代表者（旧経営者）および事業承継予定の専務（新経営者、生え抜き）に対する当社株式取得資金が計上されており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない状況であった。
- 今般、経営者の交替に伴い、旧経営者の保証解除および新経営者から保証を求める対応の要請を受けた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- 「経営者保証に関するガイドライン」について改めて説明し、当社から旧経営者に対する貸付金（株式取得資金）があり、更に直近期には新たに新経営者に対する貸付金も発生しており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない旨を説明するとともに、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みについて確認した。
- 確認の結果、旧経営者への貸付金は、今後、保有株式の譲渡金にて清算予定であること、新経営者への貸付金は、一括返済は困難であるが、毎年一定額を返済（約10年程度で完済）することで、法人・個人の一体性の解消を図っていく方針である旨の説明があった。
- 要請に対して、以下の点を勘案し、旧経営者の保証を解除するとともに、新経営者からの保証を求めないこととした。
 - 上記、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、今後、法人から経営者への貸付金の清算が見込まれること
 - 事業基盤が磐石で業績も堅調であり、法人のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能と見込まれること
 - 適時適切に財務情報の開示を受けており、良好なリレーションシップが構築できていること

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例45. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 当社は国内最大手である自動車用品販売店のフランチャイジーとして小売店を9店舗、板金工場を1店舗有し、車検サービスや車両用品の販売を行っている。自動車市場は人口減少や若者の自動車離れ等により縮小傾向が続く中、立地条件が良好な幹線道路沿いへの出店戦略や付加価値向上に向けた従業員への社員教育が奏功し、毎期安定的な収益を確保している。
- 当社の代表者は今後の事業展開を画策する中で子息への事業承継を検討していたが、自身の保証債務も承継しなければならないことを苦慮していた。

(※) 当行は、全国的な規模を有する税理士グループと連携し、顧問税理士による「経営者保証に関するガイドライン」に沿った検証を受け、当行所定の取扱条件を満たす取引には、停止条件付保証を付した融資の取扱いを開始している。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- 当行独自の税理士グループと連携した停止条件付保証制度を利用し、既存保証を停止条件付保証へ切替え、取引先の円滑な事業承継を進めるために寄与した。本件のポイントは以下の通り。

① リレーションの構築と事業性評価

当社との長い取引の中で、メイン行として十分なリレーションが構築されており、当社の事業内容、商流、強み・課題等を共有し、実態把握と事業性評価を行うことができた。

② 円滑な事業承継に向けた支援

当社に対しては、代表者子息への事業承継に向けて各種ソリューションを提案していた。その中で、代表者の保証債務が事業承継に踏み切れない一因となっていたため、円滑な事業承継を目的に停止条件付保証への切り替えを提案し、課題解決につながった。

③ 外部専門家（顧問税理士）との連携

当行は、顧問税理士による適時適切な情報開示や法人・個人の資金やりとりの適切性確認を踏まえ、ガイドラインの要件検証を行うことで、経営者保証の代替手段である停止条件付保証の取扱いを可能とした。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4-6. 事業承継に際し、金利面の上乗せする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・平成 8 年創業のパソコンを中心とする中古情報家電製品の販売業者。直営 5 店舗とネット販売を展開し、業況は堅調。当社の強みは仕入ラインにあり、大手企業から中古パソコンを直接仕入れることで商品の安定調達を可能としている。
- ・当行は、当社の成長性に着目し、中古パソコンの仕入先となる企業を紹介、資金調達が長期借入に偏る中、短期継続融資による財務是正アドバイス等を行うとともに事業性評価を進めてきた。これらの取組みにより、資金調達のみならず、事業承継など経営全般にわたり相談を受けるようになった。
- ・当社は創業者 2 名のうち、A 氏が初代代表取締役を務め、平成 17 年にもう一人の創業者 B 氏が代表取締役に就任。今般、現代表取締役（B 氏）が退任し、現取締役 C 氏が代表取締役に就任。取締役会長となっていた A 氏が代表取締役会長に就任、複数代表制とした。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・今般の代表者交替にあたって、他行においては、退任する B 氏に代わって創業者であった A 氏の保証人加入を交渉していたが、事業性評価を進める中で、当行は、A 氏の役割が経営への積極的な関与のためではなく、新代表取締役の補佐役であることを把握していた。また、以下の事項も勘案し、旧代表取締役（B 氏）の保証契約を解除するとともに、他の代表取締役については、A 氏、C 氏の 2 名とも保証を求める対応とした。
 - ① 財務体質、財務基盤は強固であり、業況も堅調に推移している
 - ② 貢献度等の提出にも問題がない
 - ③ A 氏は当社株式の 35% を保有する筆頭株主だが、従前から社内体制の構築やガバナンス強化の必要性を認識し、それに取り組んできたことから、今後も法人・個人の分離が維持されるものと判断できた
- ・今般の保証人への対応により無担保・無保証人となることから、信用リスクの補填として、既存借入の金利引上 (+0.2%) を交渉し、応諾が得ることができた。また当行の対応に他行も追随する形となり、当社の円滑な事業承継に寄与することができた。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4.7. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかつた事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 昭和 60 年設立の CATV 設備設置、高速道路情報や地域情報のインフラ設備等を行う電気通信工事業者。県内における FTTH 通信設備工事（光回線の引込み）の受注により業況は堅調。
- 当社との与信取引は平成 28 年からと長くはないが、担当者のみならず支店長の帯同訪問により事業性評価に取り組み、当社の課題が事業承継（※）であることを把握し、代表取締役とも共通した認識を持っていた。

（※）現代表取締役は時期をみて退任し、創業家（株主）への事業承継を予定

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

- 当行は円滑な事業承継を支援するため既存の証書貸付（保証人：代表取締役）を無保証人扱いに切り替えるとともに、向こう 1, 2 年の仕入資金の対応を含めたコベナンツ付融資（既存の証書貸付の借換え）を提案。
- 今般の対応により、保全不足が拡大することとなるが、以下の事項を踏まえ無保証人扱いで対応した。
 - 財務基盤は良好、加えて財務のスリム化に向けて遊休不動産の処分に取り組んでいる
 - 安定した受注が確保される見通しであり、業績の安定推移が見込まれる
 - 円滑な事業承継に向け株式の整理等の対策に着手している
 - コベナンツ（財務制限条項）設定により適時適切な財務情報の把握が可能となる
- 今般のコベナンツ付融資の対応により、当行は事業承継時の繰上返済による逸失利益も想定したコベナンツフィーを受領することができた。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4.8. 一定の影響力を持つ旧経営者（会長）の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者（社長）からは経営者保証を求めなかった事例
（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は四輪車販売ディーラーで業歴 40 年超。県内に 4 拠点を有し、長期的には減収トレンドではあるものの、直近期には増収増益となるなど、業績は堅調に推移している。
- ・創業者であるオーナーが高齢であることから、2 年ほど前に生え抜きの社員を代表取締役社長とし、前代表取締役社長は代表取締役会長に就任。当行は、会長が株式の 9 割超を保有しており実質的な影響力も大きいことから、実権者は引き続き会長であると判断し、既存の保証契約を解除しなかった。一方、新社長は株式を保有していない、いわゆる雇われ社長であることから、保証契約を締結しなかった。
- ・当社は従前より、プロパー融資と保証協会付融資を併用しており、今般、保証協会付融資の申込にあたり、2018 年 4 月から信用保証協会が運用を開始した「BK 連携型」を当行が案内したところ、経営者保証を不要とする取組みを検討して欲しい旨の申し出を受けた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・以下の点を勘案し、保証協会付融資を無保証で取組むとともに、既存のプロパー債権についても会長の保証契約を解除した。
 - ① 現在も会長が株式の 9 割超（かつ創業者一族で株式全て）を保有し一定の影響力は残るもの、各部門の責任者が出席する会議を毎月実施し会社の意思決定を行うなど、適切な社内の管理体制を整備していること。
 - ② 会長から当社への貸付金についても清算済みであるなど、法人と個人の資産の分離に向けた取組みが見られること。
(当行から、申し出を受けた段階から、法人・個人の資産の分離に向けて取組むようにアドバイスを行っている。)
 - ③ 5 期連続で利益を計上しており、今後も、法人のみの資産・収益で借入金返済が十分可能であると見込まれること。
 - ④ 試算表などの財務情報について、適時適切な情報開示を行っていること。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例（1）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、パン・菓子製造業者であり、国内大手のパン製造業者との業務提携により、同社の一部商品の県内での製造・販売を受託するなど、業況は安定的に推移している。
- ・既存の根保証契約の期限到来に伴い、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、当社から現社長の根保証契約の解除について相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、既存の根保証契約の解除を行うこととした。
 - ①本社、工場、営業車等の事業活動に必要な資産は全て法人所有となっており、役員への貸付金や不透明な経費計上等もなく資金のやりとりは適切な範囲内に収まっており、また、役員報酬は、業況、事業規模等から妥当な水準と判断されるなど、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②好業績が続いていること、充分な利益が確保されていること
 - ③決算関連資料が継続的に提供されているほか、渉外担当行員が週1回訪問し、業況変化の報告や資金需要等の相談を受けるなど、情報開示についても協力的であること
 - ④創業以来のメイン行として、業況変化や資金需要等ある際には事前に相談を受けるなど、従前から良好なリレーションシップが構築されていること

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例（2）

（信用金庫）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 当社は、建設機械のリース・販売・修理を行う企業。多数の取引先を有し、業況は安定的に推移している。
- 当金庫は準メイン行。これまでには、メイン行をはじめとする他の金融機関とともに、経営者保証の提供を受けていた。
- 現在の経営者は、当社の組織も大きくなつたことから、次の経営者へのバトンタッチをしたいと考えているものの、自身や次の経営者の保証について漠然と不安を抱えていた。
- 今般、根保証約定書の期限到来に伴い、当金庫より「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行い、経営者保証を求めない（根保証約定書を更改しない）ことを提案した。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- 以下のような点を勘案し、根保証約定書を更改せず無保証人扱いで対応することとした。
 - 法人と経営者との間に資金の貸借はなく、法人と経営者の資産・経理が明確に分離されていること
 - 法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であると判断できたこと
- 当社は、これまで他の金融機関からも具体的に「経営者保証に関するガイドライン」について説明を受けたことがなかったことから、当金庫の対応を高く評価して資金調達の相談を優先的に持ちかけるようになり、今後の一層の取引深耕が見込まれることとなった。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 5.1. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 当社は、仏壇仏具店として広く店舗を展開している。
- 当社は、経営者保証を提供して借入しているが、経営者が高齢なため、保証の必要性については以前から関心があったところ、今般、メイン行から「経営者保証に関するガイドライン」についての説明を受け、当行を含む全取引金融機関に対して、経営者保証の解除についての検討の申し出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- 当社からの申し出を受け、当行において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除することとした。
 - 法人と経営者との資金のやり取りもなく、法人と経営者との関係が明確に区分・分離できていること
 - 増収増益のため業績は良く、法人のみの資産・収益で借入金返済が可能であること（自己資本比率は31.7%、債務償還年数は5年）
 - 決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・説明があり、経営の透明性が確保できていること
- なお、メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了解した。

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 5.2. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、当行メイン先の大手土木建築サービス業。航空測量は「3D測量設備」を導入し他社差別化を図っている。地理情報システムについても航空写真とマッピング技術を組み合わせるなど、独自の技術を有している。
- ・1級土木施工管理士等の技術者も多く在籍し、事業所は東北から北関東、北陸をカバー。自己資本比率8.2%と営業面、財務面ともに磐石である。
- ・当行借入については、社長、副社長（共に代表者）の二人が経営者保証を提供している。（社長はプロパー社員からの昇格、副社長は創業一家）
- ・今般、既存の借入に対して、金利の見直し（0.2%引き下げ）の提案があった。

2. 保証契約の見直しの具体的な内容

- ・当行において、金利面の見直しとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則して、既存連帯保証人（代表者二人）の保証解除についても検討を行った。
＜検討項目：経営状況のチェック等＞
 - ①当社は安定したビジネスモデルを持ち、事業性が高く評価できること。
 - ②実質無借金、自己資本比率8.2%と業況堅調で将来に亘っても借入返済が可能と判断されること。
 - ③ガバナンス構築を証明するエビデンスによらず、ヒアリングで確認できたこと。
 - ④永年にわたり良好なリレーションが構築されていること。
- ・上記の検討結果を踏まえ、当座貸越500百万円、支払承諾20百万円について無保証扱いでの対応とした。
- ・また、本件対応がお客様のニーズに合致したことから、金利面の見直し（当初の提案の0.2%の引き下げではなく、0.1%の引き下げに留めること）についても合意した。
- ・社長より「私は創業者一家では無く、サラリーマン社長であるだけに、今回の提案は有り難い」とのご意見を頂いた。
- ・今後も、システム開発費等の資金調達提案を継続する予定であり、迅速な保証解除手続きの対応が、更なるリレーションシップの深耕に寄与した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例 5.3. 早期再生に伴う回収見込額の増加額を残存資産とした事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、小売業者であり、競合店の進出、市況の悪化等による売上の減少、収益力の低下のため、再生計画を策定して各種改善策に取り組んだが、実績は計画から大幅に乖離したため、計画の見直しが求められていた。
- 数年前から店舗閉鎖を進め、閉鎖した店舗を転貸することにより平成 25 年度決算期には黒字に転換し、一定の事業継続の可能性が認められたことから、再度、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- 中小企業再生支援協議会に相談し、経営者の息子が設立する新会社が受皿会社として当社の全事業を承継し、当社は特別清算手続により清算される第二会社方式による事業再建計画が策定された。
- 中小企業再生支援協議会の斡旋による当事者間の協議に基づき債務整理を行い、保証債務の一部履行後、主債権と保証債権を中小企業再生ファンドに譲渡した。当該譲渡後、当社から新会社に債務の一部を承継するとともに、当社に残存する債務については、特別清算手続による債権放棄及び残存保証債務の債務免除が行われる予定である。
- 保証債務の整理の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権は数億円（経営者を含む取締役数名が連帯保証）、早期再生に伴う回収見込額の増加額は 44 百万円であった。
 - 調査の結果、保証人は計 1 億円超の私財を保有していることが判明したため、各保証人の財産に関する表明保証に加え、いずれの保証人とも利害関係のない弁護士が調査・確認して保有資産を明らかにした上で、一定の資産を保証人の手元に残した上で、保証債務の一部履行を実施した。
 - 具体的には、計 14 百万円を生計費として保証人の手元に残した（原則として各 4 百万円。うち 1 名に医療費 2 百万円を追加）。また、新会社の運転資金 11 百万円及び不動産転貸に係る預かり保証金の返戻金請求に備えた 19 百万円の計 30 百万円を保証人から新会社に対する貸付金とした。このようにして、最終的には、保証人の私財から手元に残る資産計 44 百万円を控除した金額で保証債務の履行を受け、保証人の手元に残る資産の額に相当する残存債務計 44 百万円については免除した。
- 債務整理に当たり、取締役は責任をとって退任し、また、株主は会社分割後の特別清算（予定）により株主責任を果たした。

- ・債務整理に関する合意は「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始前に行われたが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、メイン行として保証債務の整理に係る金融機関間の調整を行った。その際に、各行の債務免除額の決定に当たっては、新会社への貸付分 30 百万円及び医療費分 2 百万円に相当する債務免除額をメイン行である当行が負担した上で、残余の債務免除額については各行が融資シェア比で按分することとし、下位行からの計画合意を取り付けた。
- ・最終的に、保証人の残存資産を、上限である早期再生に伴う回収見込額の増加額と同額として、保証債務の免除を行ったことから、保証人の生計の維持及び新会社の事業継続に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例54. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、リーマンショック直後に大口の受注取消が相次いだことから、連續して赤字計上し、債務超過となった。

2. 当該整理の具体的な内容

【主たる債務の整理の概要】

- メインバンク主導のもと中小企業再生支援協議会に相談したところ、事業再生計画を策定し、第二会社方式により再建を目指すことになった。事業の継続により、地元従業員の雇用も確保されることや、法的清算手続きと比べて経済合理性もあることから、当行を含む取引各行が事業再生計画に同意した。
- 分割会社は、特別清算による清算を予定している。なお、残余財産がないことから株主（経営陣）への分配は見込まれない。
- また、会長と社長が経営者保証を提供していたが、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、一部弁済後の保証債務について免除の要請があった。

【経営者の経営責任】

- 経営責任により取締役は全員退任するものの、会長・社長以外の役員はスポンサーの意向により新会社の運営に関与する予定である。

【保証債務の整理の概要】

- 早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも77百万円増加した。
- 保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- 保証人の残存資産は、以下のとおりである。
 - 保証人の一人については、介護が必要な状態であることを勘案し、破産手続における自由財産に相当する現預金1百万円に加え、一定期間の生計費に相当する現預金や介護に必要な費用（現預金）等を残存資産とした。
 - もう一人の保証人については、保有資産（自家用車）の価額が破産手続による自由財産の範囲内であったため、引き続き所有を認めることとした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・小売業を営む当社は、商業圏の人口減少や高齢化による客単価の低下、同業者との競合激化等により、売上げ・利益ともに低迷していたところ、近隣に県外大手資本による大型店の出店があり、売上げが更に減少したため、中小企業再生支援協議会に相談した。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・スポンサーからの支援が得られることとなり、中小企業再生支援協議会の斡旋により当事者間の協議に基づき債務整理を行うこととなった。採算がとれる店舗をスポンサー企業に譲渡するとともに、スポンサー企業が当社の債務の一部を承継し、一括返済を行い、不採算店舗は閉鎖したうえで、残存債務については、清算手続きによる債権放棄を受ける予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも40百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の持病や扶養親族の状況等を勘案して、破産手続による自由財産相当額の現金1百万円に加え、一定期間の生計費相当額の保険等を保証人の残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例 5.6. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 建設会社である当社は、新規事業の失敗や受注減から業況が悪化し、特定調停による債務整理を行った。
- 保証債務については、再生支援協議会スキームにより、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく整理を行いたい旨の申出があり、再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的な内容

- 再生支援協議会スキーム（保証債務のみ型）による保証債務の整理を行った。整理の概要は以下の通り。
 - 保証人は現代表者、前代表者、専務の3名。
 - 保証人の保有する資産は、自由財産の範囲内であり弁済は行わないこととなった。
 - 保証人は保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、債務者や保証人と利害関係の無い外部専門家である弁護士がその適正性の検証を行った。
 - その後、全金融機関の同意を得て、保証債務 388 百万円を免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例 57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・スポーツ施設を運営している当社は、大規模なスポーツ施設建設のため多額の借入を行ったことに加え、長引く景気の低迷や競技人口の減少が続いたことから経営環境が悪化。
- ・取引各行は、元金償還の停止等、金融支援を続けたが再生の目途が立たず、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談し、主たる債務については、スポンサーの出資により設立される新会社を受け皿会社とする第二会社方式での再建を目指すこととした。
- ・保証人は、代表者、取締役（同族）2名、前代表者（同族外）の4名。

2. 当該整理の具体的な内容

①主たる債務の整理の概要

- ・取引各行は、以下のような事情を勘案して事業再生計画に同意。
 - －従業員の雇用が確保されること
 - －スポーツ施設が維持されること
 - －法的清算手続きと比べて回収見込額が増加すると判断できたこと

②経営者の経営責任

- ・取締役は全員退任。ただし、代表者については、当社の経営悪化後に代表に就任し、就任後間もなく、窮境原因との関連性が薄いことに加え、今後の事業存続に必要不可欠な人材であることから、新会社の従業員として留めることとした。

③保証債務の整理の概要

- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は258百万円。
- ・保証人は資産内容を開示し、その正確性について表明保証（弁護士が適正性を確認）。
- ・保証人4名のうち3名については、高齢であることを勘案し、それぞれ4百万円（破産手続における自由財産及び一定期間の生計費等）を残存資産とした。他の1名については、更に介護の負担を負っていることを勘案し、14百万円を残存資産とし、残りの保証債務は全額免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例5.8. 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・観光関連事業者である当社は観光客の減少等により実質赤字が続き債務超過状態に陥った。
- ・主債務については中小企業再生支援協議会による再生支援スキームにより再生ファンドへ債権を売却した。
- ・保証人2名（代表者及び常務）は、多額の保証債務を負っていたことから、「経営者保証に関するガイドライン」を活用して主債務と保証債務を一体で整理することになった。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・再生支援スキームは、再生ファンドは備忘価格で全株式を取得、役員派遣・必要資金の追加支援を継続しながら事業再建を支援、再建の目処が立ち次第債権放棄を行い、スポンサー企業に株式を譲渡するという内容。
- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は約439百万円。
- ・金融機関は再生計画の早期着手により回収見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人債務弁済に対する誠意が認められることから再生計画に同意することとした。
- ・経営責任については、代表者は退任。常務は事業継続の観点から代表者として留め、一方、実質的な経営管理は再生ファンドが行う予定。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査報告が実施され、自らその内容について表明保証を行った。保証人は合計50百万円超を弁済原資に充当した上で、以下の資産を残存資産とした。
 - 代表者：破産手続における自由財産（1百万円）、一定期間の生計費約4百万円、自宅、生命保険解約返戻金4百万円
 - 常務：破産手続における自由財産（1百万円）、一定期間の生計費約4百万円
(自宅については、引き続き借家に居住。雇用は継続。)

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例 5.9. サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・創業 70 年超で地場産業向けの機械製造業の当社は、地場産業が低迷する中、経営の多角化や海外への販路拡大に乗り出したが、債権の回収に失敗するなどして、多額の債務超過に陥っていた。平成 22 年に中小企業再生支援協議会に持ち込み、一時的に改善が見られたが、その後、再び業績が悪化し、資金繰りに窮することとなった。
- ・当金庫は、サブメインであったが、当社の経営者と信頼関係を維持しながら、当社の経営状況や資金繰り等をタイムリーに把握しており、当社の資金繰り悪化もいち早く察知した。倒産を回避し、地域経済への影響を抑え、従業員の雇用を安定的に確保するためには、事業譲渡による抜本的な再生に迅速に取り組む必要があると判断した。
- ・そこで、当金庫は、再生ファンドに相談し、メインバンクの協力も得ながら、中小企業再生支援協議会に再度持ち込み、他の金融機関や信用保証協会にも打診を開始した。
- ・保証人は、代表者（社長）、前代表者（会長）、代表者の妻（当社の主要株主の一人）の 3 名。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・当金庫は、再生ファンドと協調し、再生支援協議会、コンサルティング会社、公認会計士の支援を得て当社の DD（デューデリジエンス）を実施し、事業価値を判定の上で大枠のスキームを検討した上で、再生計画を策定した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 本業改善による黒字化とスポンサー企業の獲得に向け、再生ファンドへ株式と金融債務 10 億円を譲渡し、その後、8 億円の債権放棄。
 - さらに、当社社長、再生ファンド、コンサルティング会社が協力してスポンサー企業の選定や交渉を行い、再生ファンドから、当該スポンサー企業に対して約 2 億円で株式、債権、不動産等を再び譲渡。
- ・保証人の保証債務整理の概要については、以下の通り。
 - 代表者（社長）：残存資産は約 190 万円（預金、保険等）。
 - 前代表者（会長）：残存資産は約 190 万円（預金、動産等）。
 - 代表者妻：残存資産は約 370 万円（保険、動産等）。
- ・社長及び会長は、役員を退任するとともに、当社への貸付債権を放棄、保有不動産や保有株式を売却して、当社の返済や運転資金に充当するなどして、経営者責任を果たした。

- ・以上、当庫はサブメインであったが、自らメインバンクに働きかけ協調して取り組み、整理着手から事業譲渡まで約6か月でスピード対応を行ったことから、資産価値の棄損を免れ、回収額を極大化するとともに、地域経済への影響を最小限に止めた上で、保証人の再チャレンジ支援にもつながった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 60. 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例 (地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・建築業者である当社は、取引先からの受注低迷で事業の継続が困難な状況となっていたが、経営者とその配偶者（旧取締役）が多額の保証を行っていたため、事業の整理を決断することができずにいた。
- ・当行から、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した場合、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申出あり。

2. 当該整理の具体的内容

- ・主債務の早期整理と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に着手した結果、配当見込額が増加し、保証人に資産を残すこととなった。保証債務の整理は特定調停手続を活用した。
- ・保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 主債務者は、破産申立により整理を行った。将来的に破産を申し立てた場合の配当見込額は0であるところ、早期に整理を行うことにより30百万円の破産配当が行われることとなり、債権者にとっての経済合理性が認められた。
 - 経営者は、資産を保有しておらず、保証債務全額を免除することとした。
 - 経営者の配偶者は、4百万円の資産のうち自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を残存資産とし、残額1百万円を弁済し、残存する保証債務について債務免除を受けることとなった。
 - 経営者および配偶者は保有する資産の内容を開示し、その正確性についての表明保証を行い、支援専門家である弁護士はその適正性についての確認を行っている。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6.1. 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 (その他の金融機関)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ レストラン等を運営する当社は、競合の参入等により 4 期連続赤字に陥り、債務超過に転落したため、再生支援協議会の関与によりスポンサー選定のうえ、第二会社方式で再生を図ることとなった。
- ・ 保証人は、代表者と親族の経営する法人（以下、「法人保証人」という。）の 2 者であったが、代表者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、特定調停による解決を進めることを提案した。
また、法人保証人については、日本弁護士連合会による特定調停のスキームを利用した債務整理を提案した。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・ 代表者の保証債務の整理に際し、保有資産合計 52 百万円（現預金 3 百万円、保険解約返戻金 33 百万円、有価証券 3 百万円、自宅 12 百万円）のうち、保険解約返戻金、有価証券、自宅を換価し、各行の残高に按分し弁済に充当した。なお、自宅は親族に売却し、当該親族から賃借することで保証人が引き続き居住できるようにした。現預金 3 百万円については、ガイドラインに基づき残存資産として手元に残し、残りの保証債務については免除した。
- ・ 早期再生に伴う債権者の回収見込額の増加額は 99 百万円（債務者の破産移行時との比較）であった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6.2. 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人 7 名（理事）に自由財産以上の資産を残した事例 （地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・貸金業を主業とする協同組合である当組合は、貸金業法改正に伴う主業の低迷に加え、過払金の返還請求により、多額の損失を計上していた。そのため、クレジット事業を同業者へ譲渡し、譲渡代金を弁済に充当したが、多額の債務が残った。
- ・金融債権者らと協議の上、分割弁済を行うも、計画通りの弁済が困難な状況となり、再度債権者との協議を続けたが合意に至らず、その後は、弁済が可能な範囲内で債権者にプロラタでの返済を継続していた。
- ・主債務は理事 7 名と関連会社 1 社が保証していた。理事は各自が組合とは別の会社を経営しており、当初、主債務の法的整理には積極的ではなかったが、期限の利益の喪失をきっかけに「経営者保証に関するガイドライン」（以下 GL という）を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。
- ・当組合の理事らはみな地元の名士であり、各理事の経営する会社を存続させるためにも、資産の劣化が進む前に早期に当組合の債務整理を決断させる必要があった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・本件では、債務者と関連会社が破産申立を行い、保証人 6 名は GL を活用した特定調停での決着を図ることになった。なお、保証人 1 名は理事を退任し破産していたことから個別に対応した。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査が実施され、保証人はその内容について表明保証を行った。
- ・金融債務は 5 社で 4 億 6, 200 万円であり、そのうち保証債務額は 3 億 7, 650 万円。破産手続きが 3 年遅延した場合、手元資金が枯渇し、所有不動産の適切な維持管理ができず、多額の修繕費用が必要となるため、処分価格の大幅な下落等が予想されたことから、早期整理による回収見込額の増加額は約 4, 900 万円。
- ・保証人の総資産は 4, 820 万円であり、回収見込額の増加額の範囲内であったことから、極力資産を多く残すために、保証人の弁済額は各々 10 万円として保証債務の残額については免除することとし、GL 手続き費用 280 万円を控除した 4, 480 万円を残存資産として調停は成立した。
- ・以上のとおり、GL を活用して早期に組合の破綻処理に着手することで、資産を必要以上に毀損させず、破産手続きにおける自由財産以上の資産を保証人の手元に残すことが可能となるとともに、各理事が個別に経営する会社を存続させることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6.3. 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・電子部品製造業の当社は主販売先の製造拠点の海外シフトや販売単価の低下等の影響により、業績低迷・過剰債務に陥った。
- ・主債務者については相応の雇用を抱え地域経済への影響があることを勘案し、抜本的な再建案検討を目的として中小企業再生支援協議会へ支援要請し、第二会社方式による再建を目指すこととした。
- ・保証人は、代表者、前代表者（同族外）、前々代表者（代表者の親族）の3名。
- ・前々代表者の保証債務は中小企業再生支援協議会の支援を受けて整理した。一方、代表者及び前代表者は、中小企業再生支援協議会が関与しない関連会社に係る保証債務も負っていたこと、金融債権者が多数であったことから、より公平性、透明性を確保するべく裁判所が一定程度関与している特定調停を活用することとした。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約3,000万円増加。
- ・保証人2名（代表者及び同族外の前代表者）については、特定調停により債務整理を行い、以下の資産を残存資産とした。
 - ①代表者：私財を返済に充てた上、破産手続における自由財産（99万円）を残存資産とした。なお、今後は従業員として新会社に留まり、また、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。
 - ②前代表者（同族外）：代表就任期間中の当社の経営状況とその後の経営悪化との関連性が薄いこと等を総合的に勘案し、以下の資産を手元に残し、それ以外の資産を返済に充てた。
 - －自由財産 99万円及び一定期間の生計費約250万円
 - －自宅及び火災保険、車両
 - －医師の診断書に基づく既往症治療資金（将来の高度医療費）約1,200万円
- ・なお、当社に係る保証債務については、保証付で再生ファンドへ債権譲渡したことから、再生ファンドにおいて解除を行った。
- ・前々代表者（代表者の親族）については、中小企業再生支援協議会スキームに基づき保証債務を整理し、破産手続における自由財産（99万円以下）を残存資産とした。なお、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6.4. 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・宝飾品輸入販売業者の当社は、個人消費が低迷する中で、業績悪化が進み、中小企業再生支援協議会関与の下で、経営改善に取り組んできたが、十分な改善が進んでいなかった。
- ・後継者も育っておらず、現状の経営体制下では自主的な再生は困難であると判断し、当社の雇用を維持する観点から、スポンサー企業に事業譲渡を行う第二会社方式により再建を図ることとした。
- ・保証人は代表者、取締役の2名で、保証債務については、「経営者保証ガイドライン」を活用し特定調停を申し立てることとした。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・当金庫は、関係者間の調整をする際に、外部専門家としての弁護士とともに、金融機関や信用保証協会に対して、日弁連の特定調停を活用した事例を用いて説明するなどして、早期に、関係者間での合意を形成することに努め、再生計画について了承を得た。

①主たる債務の整理の概要は以下の通り

- コンサルタント会社関与の下、スポンサー企業を選定し、事業譲渡の条件（譲渡価格、全従業員の雇用継続）を決定。
- スポンサーの100%出資により設立された子会社（承継会社）に対し事業及び事業資産を譲渡。
- 当社（清算会社）については、不動産の売却代金及び事業譲渡代金を金融機関に任意配当し、残存債務は特別清算手続きを行うこととした。
- 早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約5億円増加（所有不動産の売却に際して、当金庫のみならず、代表者・取締役が購入者を自ら選定・交渉するなど尽力することで、評価額290百万円を大幅に上回る760百万円の高額にて売却）。

②保証人（代表者、取締役）の保証債務整理の概要は以下の通り

- 代表者：整理の開始前に、自主的に一部弁済を行い、整理時の保有資産が自由財産（99万円）の範囲内であったことから、全額を残存資産とした。
- 取締役：整理時の保有資産は約17百万円（預金5百万円、有価証券12百万円）に対して、残存資産は約11百万円とした。なお、取締役の残存資産については、以下の点を考慮した上で、インセンティブ資産として妥当性あるものと判断された。

- －代表者が整理開始前に自主的に一定の弁済を行っていたこと。
- －上記の不動産を高額で売却する上で、当該取締役が関与し、債権者の回収額の増大に大きく貢献したこと。
- ・経営責任を明確化するため、代表者・取締役は退任し承継後の事業経営に関与せず、清算事務のみ取り組んだ。
- ・上記の通り、本件は、関係者間の調整を迅速に行うとともに、債務者の所有不動産売却に際し、債務者自らも不動産売却などの債務整理に積極的に協力することで、最終的に、保証人により多額の資産を残すことができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例65. 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 印刷物関連事業を営む当社は、国内市場が縮小する中、得意先からの受注が減少し、過去の設備投資に係る借入金が過剰債務となっていた。当金庫は、12年前から本部の経営改善サポート部署が直接関与してモニタリングや助言を実施してきたが、過剰債務の大幅な解消は困難だった。そのような中、主要得意先の発注方針変更により当社の受注が急激に落ち込み、今後の回復の見通しがないことから事業継続を断念し、当金庫に対し、自己破産の相談があった。
- 2014年10月、関東財務局主催の勉強会において、REVICの特定支援業務に関する説明を受けたことから、本件取組を積極的に検討することになった。

2. 当該整理の具体的な内容

- 当金庫は、REVICに対し、経営者が自己破産をせず、当社が円滑に廃業することができないか事前相談を行い、その可能性を確認した。
- 経営者と一緒に廃業スケジュールを検討する中でいくつもの課題を乗り越えなければならなかつたが、各分野の専門家との連携及びサポートにより実行することが可能となった。従業員の処遇については社会保険労務士、不動産売却については不動産仲介業者が親身になって協力してくれた。当金庫も機械買取業者の紹介や廃業後の生活拠点の相談、買掛金・未払金の清算を含む資金繰り管理など様々なサポートを実施した。それぞれの課題を解決し現実的な債務整理及び廃業の目処が立つことから、特定支援の申込みを行い、REVICにおいて本件に関する支援が正式に決定された。

【当該取組みの成果】

- 経営者が自己破産することなく、当社が円滑に廃業することができ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者の手元に一定期間の生計費等を残し、今後の再チャレンジに向けた生活基盤を確保できる見通しである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例6.6. 組合の廃業を支援し、保証人（理事）の保証債務を整理した事例

（その他の金融機関）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当組合は地元小売商店の振興のために尽力してきた協同組合であるが、地元小売商店の業績低迷に伴い、当組合の業績も低迷していたことから廃業を検討することとなった。
- 当行は、当組合から廃業へ向けた債務整理の相談を受け、保証人である組合理事の今後の生活にも配慮し、REVICの「特定支援業務」【※】の活用を提案し、当組合、保証人とともに支援申込を行った。

【※】「特定支援業務」とは、REVICが金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買い取り、事業者の債務整理を行うとともに、経営者の保証債務について「経営者保証に関するガイドライン」に従った整理手続きを行うもの。
経営者の再チャレンジ実現、中小企業の各ライフステージにおける新陳代謝、ひいては地域経済の活性化を促進することを目的としている。

2. 当該整理の具体的な内容

- 「特定支援業務」にかかる全国初の事案として、平成27年3月支援決定に至った。
- 保証人Aは個人事業（商店）を営んでいたため、保証人Aの保有する資産を「個人事業（商店）に関わる資産」と「その他の資産」とに分類した。「その他の資産」は破産手続における自由財産の範囲内であったため、保証債務全額について保証免除を実施することとなった。
- また、「個人事業（商店）に係る資産」については、当該事業に係る負債があり、債務超過であったこと、また、当該資産が事業継続に不可欠な資産である点を考慮し、全額を残存資産とした。
- 本件により、当組合については、円滑な廃業を進めることが可能となり、保証人については、組合廃業に伴う保証債務の履行負担がなくなり、自身の個人事業に専心することが可能となった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例67. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例（1）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- ・ 小売業を営む当社は、店頭販売の不振と過大な債務により、単独での事業再生が困難な状況となつたため、当行、当社、スポンサーの三者で、スポンサーへの事業譲渡を軸とした支援スキームの検討を開始した。
- ・ 取引金融機関の債権放棄が必要であったことから、REVICに相談し、特定支援業務を活用することとなった。

2. 当社整理の具体的内容

- ・ REVICでの支援決定後、債権放棄を含む再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・ 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社事業用資産をスポンサーへ譲渡。
 - 非事業用資産売却後にREVICが金融機関から債権を買い取り、当社は特別清算。
 - 当社従業員は、退職金等の清算後、スポンサーにて再雇用。
- ・ 保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 所有不動産の売却により保証債務を一部履行後、残存する保証債務について免除。
- ・ メイン行として主導してREVICへ相談を行い、事業継続に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に一定期間の生計費等を残し、生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することが出来た。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例68. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例（2）

（信用金庫）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・地元テキスタイルの老舗である当社は、幅広い素材を手掛け、大手アパレル企業を中心に販売基盤を確立していたが、安価な輸入品との競合により売上が減少、5期連続赤字となり大幅な債務超過に陥った。
- ・メインバンクである当金庫は、早期の事業譲渡等を行うことにより、当社の事業や従業員の雇用を維持するとともに経営者の再チャレンジを進めやすくするためREVICの「特定支援業務」の活用を提案し、当社と協議の上でREVICに相談を行った。

2. 当該整理の具体的な内容

- ・本件は第三者支援による事業継続が見込まれることから、代表者同士面識があった当社の仕入れ先企業に対し支援の要請を行ったところ、当該仕入れ先企業は当社の販売基盤に魅力を感じていたこともあり、スポンサーとして支援することになった。スポンサーが決まったことを踏まえて、保証人の再チャレンジのほか、従業員の雇用確保の実現に向けてREVICでの特定支援が決定し、債権放棄を含む弁済計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 事業の全部をスポンサーが新設した企業に譲渡。
 - 非事業性の保有資産は換価・処分等を行い、対象債権者へ弁済。残余の対象債権については特別清算手続において債権放棄。
 - 従業員は、希望者全員が事業譲渡先で新規雇用。
- ・保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人（2名）のうち1名は、当該事業者の事業譲渡先にて顧問として再就職。残る1名も、不動産管理会社に再就職となる。保証人の資産のうち、自宅については担保物件のため売却により債務の弁済に充当するものの、一定の生計費のほか、転居費用などを考慮し生活基盤の確保に必要な現預金等を残存資産とした。
 - ①保証人A：保有資産として自宅（時価30百万円程度、事業者借入のために担保提供）、金融資産（現預金、保険、株式等）12百万円程度のうち、自宅を売却し売却代金を担保権者に弁済。その上で経営者保証ガイドラインにおける今後の生活費用等（自宅処分に伴い必要となる転居費、医療費等を含む）である520万円程度を残存資産とした。
 - ②保証人B：自宅は非所有、保有財産として金融資産（現預金、保険）1百万円程度及び自家用車（ローン超過）の全てを残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例6.9. 第二会社方式により保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- ・ 小売業を営む当社グループは、事業拡大に伴う過大投資等により債務超過に転落。
- ・ メインバンクである当行は、当社が再生を図るためには、取引金融機関間の調整を行い、債権放棄を含む抜本的な金融支援が必要であると考え、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用することが有効と判断し、当社と協議しREVICに相談を行った。

2. 当社整理の具体的な内容

- ・ REVICでの再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- ・ 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社グループの事業受皿会社として100%出資子会社を設立し、REVICが必要資金を出資するとともに新会社の全株式を取得。会社分割により当社グループの事業用資産等を新会社へ譲渡し、分割会社（旧会社）は、非事業用資産売却後に特別清算を行う。
 - 新会社の社長は外部から招聘するとともに、REVICから2名以上の取締役を派遣し、経営体制を強化。REVICによる人的支援の他、REVICと当行による資金支援の下で再生を図っていく計画。
- ・ 保証人（旧会社社長）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人が、保有する財産に関する表明保証を行い、保証人と利害関係のない弁護士が確認を行った。一定期間の生計費に相当する資産及び自宅を残存資産とし、その他の資産で保証債務の一部履行を実施し、残存する保証債務について免除した。
- ・ メイン行として主導してREVICへ相談を行い、当社再建に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応により、保証人の生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与したこととなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、豊富な湧出量と特徴的な泉質を誇る源泉などにより、「地域の至宝」とされている一帯に所在する温泉旅館業者であるが、過剰な設備投資、東日本大震災などにより業績が低迷し、大幅な債務超過に陥っていた。
- 当社は、地域経済において重要な役割を果たしており、当社の従業員の雇用を維持するとともに、当該地域の活性化に資するためには、メインバンクである当行を中心とする抜本的な事業再生支援が必要と判断し、当社と協議のうえ(株)地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）に申込みを行った。

2. 当該整理の具体的内容

- REVICによる再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な事業再生計画が提示され、政府系金融機関や信用保証協会を含めた全取引金融機関が当該計画に同意した。
- 再生スキームの概要は以下のとおり。
 - 当社は100%減資して、REVICが50%、当行及び地元企業が50%を出資。
 - 新たな代表取締役としてホテル・旅館経営に精通した人材を外部招聘するとともに、REVIC及び当行より、取締役とハンズオン人材を派遣して経営体制を強化。
 - 当行が貸付枠を設定し、新規融資に対応。
- 保証人3名（会長、社長、相談役）の保証債務整理の概要は以下のとおり。
 - 保証人である経営者3名は、保有資産の内容を開示し、その正確性の表明保証を行うとともに、弁護士がその適正性について確認を行った資料を提出。
 - 金融債務全額を経営者3名が個人保証していたが、保証債務の一部を履行もしくは無償解除を実施し、全金融機関が保証債務を免除。
 - 保証人のうち2名（会長、社長）は自宅を有しており、華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮し引き続き居住。また、保証人3名ともに、一定期間の生計費を加えて残存資産としており、うち2名（会長、相談役）は高齢であることを考慮して、今後必要となる医療費・介護費分を上乗せすることとした。

- なお代表者（社長）は、取締役を辞任した上で、当社の経営再建や地域の活性化に貢献するべく従業員として経営に携わっている。
- ・当該地域は、環境省が推進する国立公園ブランド化事業として選定されており、ＲＥＶＩＣと地元企業が支援して官民連携を推進することで、当該地域の活性化が図られることとなる。また、本件はＲＥＶＩＣと地元企業等が折半出資にて地元企業の再生を進める地域主体の再生スキームであり、地域再生のモデル事例となりうるものである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例71 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・地域で唯一の総合病院として、長年に渡り地域医療を支えてきた当医療法人は、過去の過大投資と高コスト構造により、毎期経常損失を計上し、大幅な債務超過に陥っていた。
- ・当行はメイン行として、数年前より、事業再生に向けて、経営改善計画を策定し、過剰債務の解消等に取組み、一定の改善が見られたが、設備の老朽化や医師をはじめとした人材難にも直面するなど、多くの課題が残り、将来の安定的な運営が懸念される状況であった。
- ・当行は、当該医療法人が、地域にとって必要不可欠である点を踏まえ、当該医療法人とも協議を重ねた結果、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用して、スポンサーへ経営権を移転することにより、抜本的な事業再生を図ることとした。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当行は、事業再生に向けて、他行に早い段階で相談し、協調体制を構築するとともに、REVICの支援決定後、債権放棄を含む再生計画に当行を含む取引全行が同意した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - スポンサーは、地域医療を継続し、シナジー効果が発揮できることを重視するとともに、コストを抑えつつ、早期に見つける必要があったことから、当行の取引先の中から選定。
 - 当行を含む金融機関3行で、総額数億円の債権放棄を行った上で、スポンサーへ経営権を移転。
 - 当医療法人に対しては、銀行取引の正常化と老朽化した設備を刷新するために、他行と協調して総額15億円のリファイナンスを実施（リファイナンス資金13億円、設備資金2億円）。その際、スポンサーが金融債務に対して保証を提供。
- ・主な保証人（理事長）の保証債務整理の概要は以下の通り。
 - 保証人の保有資産は処分・換価して各債権者に弁済し、残存資産を超える保証債務は免除。
 - 実質的な残存資産は約20百万円（一定の生活費約5百万円、子息の大学進学費用約15百万円）。（医師である保証人の子息は、当医療法人を支えるべく、医学部進学を希望し勉学に励んでいた。そこで、債権者間で協議した結果、子息が将来当法人に貢献することを期待し、インセンティブとして残すこと妥当性があるとの結論に達したもの。）

- ・本件の再生計画及び保証人の弁済計画は、法的整理である破産処分による回収見込額と比較して、数億円も多く回収が見込まれることから、十分に経済合理性があると判断し、債務整理を実施するに至った。
- ・以上の通り、本件はメインバンクが支援を通じて、債務者の事業内容や特徴を十分に理解し、自らの取引先中から最適なスポンサーを見つけ出し、事業再生につなげたことで、債権者の回収額が増加するとともに、保証人の子息の進学費用を含め、多くの残存資産を保証人に残せることとなった事例。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例72. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。
- その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生ADRを活用した事業再生計画の策定に着手した。

2. 当該整理の具体的な内容

- スポンサーから出資・貸付により拠出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることになった。事業再生計画の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。
- 経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。
 - 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。
 - 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。
 - 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。
 - 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。
 - 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。
 - 破産手続の自由財産に相当する現預金
 - 生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)
 - 自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)
- 生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例73. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は、同業者との競合による減収傾向に加え、設備に伴う借入金負担が重く、資金繰りが逼迫していた。取引金融機関による元本返済猶予の資金繰り支援の下、収益の改善を目指したが、自力での再生は困難と判断し、民事再生手続開始の申立を行った。
- 経営者の保証債務については、別途整理を行うこととされていたが、民事再生手続の係属中に「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始が決定したことから、ガイドラインを適用した保証債務の整理の申出があった。

2. 当該整理の具体的な内容

【主たる債務の整理の概要】

- 民事再生手続において、県外業者をスポンサーとした事業譲渡型の再生計画案が認可され、再生計画の遂行により再生手続は終結した。

【保証債務の整理の概要】

- 保証人の一人は、金融債権のほか、リース債権、一般債権についても保証債務を負っており、代理人弁護士により金融機関に対する債務整理案の説明会が開催された。もう一人の保証人は、当行に対してのみ経営者保証を行っていた。
- 本件は、主たる債務の整理終結後に保証債務の整理を行ったため、自由財産の範囲（現預金1百万円）を超えて保証人に資産を残すことができない事案であったが、保証人にとっては、自宅に住み続けることができることや、債務整理を行った事実等が信用情報登録機関に登録されないことなどのメリットがあるため、ガイドラインを活用して保証債務の整理を行うこととなった。
- なお、自宅は、住宅ローンが残存しており、換価して当該住宅ローンの弁済に充当しても住宅ローン債務が残存し、保証債務の弁済原資とはならないことから、引き続き約定弁済を継続し、住み続けることができるうこととなった。